

OCNケーブルテレビジョン加入契約約款

沖縄ケーブルネットワーク株式会社（以下「当社」という）と、当社が行う有線テレビジョン放送サービスの提供を受ける者（以下「契約者」という）との間に締結される契約（以下「加入契約」という）は以下の条項によるものとします。

第1条（用語の定義）

この約款に使用する用語は、それぞれ次の意味で使用します。

- (1) 加入申込者
当社に加入契約の申込みをする者。
- (2) セットトップボックス
当社が行う有線テレビジョン放送サービスを視聴するために必要なデジタル方式による受信チューナー機器（以下「STB」という）。
※STB機種の区分をしていない場合は、下記の全機種を含むものとします。
STBは次の種類をいう。
 - ① 標準STB（録画機能が無い機種）
 - ② STB（外付けUSB-HDD対応機種）
 - ③ 4K-STB（外付けUSB-HDD対応機種）
 - ④ HDD-STB（ハードディスク内蔵録画機能付き機種）
 - ⑤ HDD-4K-STB（ハードディスク内蔵録画機能付き機種）
 - ⑥ BD-HDD-STB（ブルーレイ・DVD・ハードディスク内蔵録画機能付き機種）
 - ⑦ C+STB-2（外付けUSB-HDD対応機種）
- (3) 有線一般放送施設
当社が有線一般放送を行なう為の機械、器具、電線等の電氣的設備。
- (4) 引込設備
契約者が放送サービスを受信する為、有線一般放送施設に接続された引込点（タップオフもしくはクロージャー）から契約者宅の保安器、V-ONUもしくは光成端箱までに設置された引込線及び機器。
- (5) 宅内設備
契約者が放送サービスを受信する為、契約者宅の保安器もしくはV-ONUの出力端子から受信機及び周辺機器までに設置された宅内線及び受信機。
- (6) タップオフ
本施設から契約者宅に分岐する為の機器。
- (7) クロージャー
本施設に設置される引込設備のための光接続箱。
- (8) 保安器
本施設において、雷やサージなどによる異常電圧・異常電流から機器を保護する為の契約者宅に設置する装置。
- (9) V-ONU（光変換器）
Video-optical Network Unitの略で、光ファイバーで送られた光信号を同軸ケーブルで送る電気信号へ変換する為の機器。
- (10) 受信機
STB、テレビ、パソコン、ラジオ等の宅内設備に接続される機器。
- (11) 周辺機器
録画機能を有する機器、音響機器、その他機器等のSTBに接続される機器。

- (12) BSパススルー
当社で受信したBSデジタル放送の周波数・変調方式を変更することなく再送信する。
BSパススルー方式は、光エリア限定です。
- (13) B-CASカード
地上デジタル放送、BSデジタル放送用のICカード。
- (14) C-CASカード
当社デジタルサービス用のICカード。

第2条（サービス及びサービス区域）

当社は、契約者に対しそのサービス区域「那覇市・浦添市・豊見城市・南風原町・宜野湾市・北谷町・西原町・沖縄市（一部）・北中城村（一部）」と定め、次の放送サービスの提供を行います。ただし、サービス区域内であってもサービスの提供ができない場合があります。

(1) 基本サービス

放送事業者のテレビジョン放送、ラジオ放送およびデジタルデータ放送の各同時再放送サービスならびに自主放送サービスのうち、それぞれ別表1（料金表）・別表2（料金表）・別表3（料金表）・別表4（料金表）・別表5（料金表）に定める利用料金の支払いにより視聴可能となるサービス。

(2) オプションサービス

放送事業者のテレビジョン放送ならびに自主放送サービスのうち、それぞれ別表1（料金表）・別表2（料金表）・別表3（料金表）・別表4（料金表）に定める利用料金の支払いにより視聴可能となるサービス。

(3) その他サービス

当社が別途定めるその他のサービス。

第3条（契約の単位）

加入契約は、引込線1回線（戸建住宅の場合はタップオフの1端子またはクロージャ―の1ポート、集合住宅の場合は集合住宅内の一世帯）ごとに締結するものとします。複数世帯または複数企業・事業所が加入する場合は、原則として世帯ごとまたは各企業・事業所ごとに加入契約を締結するものとします。

第4条（契約の成立）

加入契約は、加入申込者が当社所定の加入申込書を提出し、当社が承諾したときに成立するものとします。ただし、当社は加入申込書の提出があった場合でも、次の場合には承諾しないことがあります。

- (1) 当社のサービス提供が、引込設備又は宅内設備の設置又は保守することが技術的な理由等により困難な場合。
- (2) 加入申込者が、本約款上要請される諸料金の支払いを怠るおそれがあると認められる場合。
- (3) 加入申込者が未成年、成年被後見人であり、法定代理人、後見人の同意を得ていない場合。
- (4) KDDI株式会社が定める「au ID利用規約」に同意いただけない場合。
- (5) 別表6（第16条関係）の提携事業者が定める規約等に同意いただけない場合。
- (6) その他加入申込者が、本約款に違反するおそれがある場合。

第5条（初期契約解除制度）

本サービスは、初期契約解除制度が適用される対象サービスです。

- (1) 契約書面の交付は、第4条（契約の成立）加入申込書を承諾した日を契約成立日とし、工事完了後に交付するものとします。
- (2) 契約書面を契約者が受領した日から起算して8日を経過するまでの間に、書面により本契約の解除を行うことができます。本契約の解除を求める書面は、当社が8日以内に提出・配信されたことが、確認できた場合に限り適用するものとします。
- (3) 本契約の解除を行う場合、当社から契約者に損害賠償もしくは違約金、その他の金銭等を請求することはありません。ただし、契約書面に記載した本契約の解除の期間までに利用したサービス利用料金、ならびに既に工事等が実施された工事費等は、お支払いいただきます。また、契約に関連して当社が工事およびサービス提供の実施前において、事前に契約者より金銭等を受領していた場合は、当該金銭等を返還するものとします。

第6条（加入金および工事費）

当社に加入しサービスの提供を受けようとする者は、次により加入金および工事費（宅内設備）を支払うものとします。

- (1) 加入金は1受信機1万1000円とします。ただし同一住居、ホテル、事業所等における増設受信機については、加入金は不要とします。
- (2) 加入金は加入契約時に払い込むものとします。また、当社の責による解約の場合以外は、払戻しは致しません。
- (3) 工事費は別表（工事費）に定め、該当する項目の金額の合計を実費とし、工事完了時に支払うものとします。

第7条（STB）

契約者は、当社が提供するSTBを、別表1（料金表）のレンタル料金を支払うことで貸与を受けることができます。

- 2 前項により当社より契約者が貸与を受けるSTBについては、故障が生じた場合、当社は無償でその修理、交換、その他必要な措置を講ずるものとします。ただし、契約者が故意または過失によりSTBを破損または紛失した場合には、契約者は当社のSTB販売価格相当分を当社に支払うものとします。なお、STBの付属品については、加入時は無償で提供しますが、その後の提供については有償とします。
- 3 第1項により当社よりSTBの貸与を受けた契約者は、解約時にSTBを返還するものとします。
- 4 契約者は、当社が必要に応じて行う場合がある機器等の交換、バージョンアップ作業の実施に同意し、協力するものとします。また、当社から貸与しているC+STB-2（auID提供）の使用状況は、設備の保守、維持・向上を目的とし、個人が識別、特定できないように加工した統計資料としたうえで、「auID」を提供しているKDDI株式会社へ提供させていただきます。
- 5 契約者からの要請によるSTB交換の費用は、契約者負担とします。

第8条（B-CASカードおよびC-CASカードの取り扱い）

B-CASカードに関する取り扱いについては、株式会社ビーエス・コンディショナルアクセスシステムズの「B-CASカード使用許諾契約約款」に定めるところによるものとします。

- 2 STBを利用する契約者は、STB1台につき1枚のC-CASカードを当社より無償貸与されるものとし、STBの解約または契約の解除後は、すみやかにC-CASカードを当社に返却するものとします。また、当社は必要に応じて、契約者にC-CASカードの交換および返却を請求することができるものとします。

- 3 C-CASカードの所有権は当社に帰属するものとし、契約者がC-CASカードの内容・改変等を行うこと禁止し、それが行われたことによる当社および第三者に及ぼされた損害・利益損失は、契約者が賠償するものとします。
- 4 契約者がC-CASカードを破損または紛失した場合には、別表1（料金表）に定める再発行手数料または損害金を当社に支払うものとします。

第9条（利用料金）

契約者は、サービスの提供を受けた日の翌日から別表に定める基本サービス料金およびSTBレンタル料金の合計額を利用料金として支払うものとします。契約当月の利用料金は、サービスの提供を受けた日の翌日からの日割り計算とします。但し、オプションサービスを申込んだ場合の当該料金は、利用開始日の属する月から支払うものとし、日割り計算は行わないものとします。

- 2 当社が第2条に定める全てのサービスを月のうち継続して10日以上行わなかった場合（チャンネルの全てが停止した場合）は、前項の規定にかかわらず当該月の利用料金は無料とします。
- 3 当社は社会経済情勢等の変化に伴い、利用料金の改定をすることがあります。その場合には、改定の1カ月前までに当該契約者に通知するものとします。
- 4 NHKのテレビ受信料（衛星受信料を含む）、株式会社WOWOWの視聴料は、当社が設定した利用料金の中に含まないものとします。
- 5 基本サービスをSTB2台以上利用する場合、利用する基本サービスの料金の最も高いサービスを1台目の基本サービス料金とし、2台目以降の基本サービス料金は、別表1（料金表）、基本サービス料金のコース毎2台目以降の料金を適用するものとします。
- 6 当社の他サービスのインターネット及びケーブルプラス電話をセットで契約した場合は、別表1（料金表）に定めるセット割引（ダブル割・トリプル割）を適用するものとします。ただし、対象となるサービスが月末時点で、視聴または利用していることを条件とします。

第10条（料金等の支払方法）

契約者は、当社に支払う工事費について、当社が指定する期日までに、指定する方法により支払うものとします。

- 2 契約者は、当社に月単位で支払う料金について、当月分を翌月の当社が指定する期日（金融機関の休日の場合には翌営業日）までに、当社が指定する方法により支払うものとします。
- 3 契約者は、前二項の料金について、当社の承諾を得た上で、第三者に支払わせることができるものとします。
- 4 一括前納支払（年払い・半年払い）の新規受付について、2016年10月31日をもって終了するものとします。
- 5 一括前納支払契約者が当社の他サービス等を追加契約する場合には、一括前納払から月単位の支払い方法に変更するものとします。その際は、当該一括前納による割引を適用しないものとして精算し、残金がある場合には翌月以降の利用料金等に充当するものとします。ただし、契約者からの希望により、払戻しの申し出があった場合、払戻しするものとします。
- 6 一括前納支払契約者が基本サービスをコース変更する場合またはレンタル料金が異なるSTBへ交換する場合には、当該一括前納金を割引適用しないものとして精算し、精算月の翌々月にコース変更またはSTB交換した基本サービス料金及びレンタル料金で一括前納（年払いは利用料金の8.3%・半年払いは利用料金の5.5%を割引）するものとします。精算に伴う残金がある場合、翌月以降の利用料金等に充当するものとします。

- 7 途中で解約した場合には、割引適用しないものとして精算し、残金がある場合、払戻しするものとします。

第11条（ケーブルテレビ定期契約）

STBレンタル機種の4K-STB（外付けUSB-HDD対応機種）またはHDD-4K-STB（ハードディスク内蔵録画機能付き機種）を設置する契約者に限り、次に定める定期契約で申込することができるものとし、STBレンタル料金毎の割引は別表1（料金表）に定めて適用するものとします。

- (1) 基本サービスは、ミニコース・ポピュラーコース及びプライムコースとします。
- (2) 定期契約は、2年（24ヵ月）とし、サービスの提供を開始した日の属する月を1ヵ月目と起算するものとします。
- (3) お申込するSTBレンタル料金毎の「定期契約割」は、割引する当該STB台数分、適用するものとします。
- (4) 定期契約が満了した場合には、本約款を自動更新するものとし、更新前の定期契約が満了した月の翌月を1ヵ月目と起算し、2年（24ヵ月）単位で自動更新するものとします。
- (5) 契約者は、満了月と満了月の翌月から翌々月（以下「更新月」という）の3ヵ月間以外に、休止、解約若しくは加入契約の解除があった場合には、当社が定める期日までに別表1（料金表）に定める定期契約解除料を定期契約割する当該STB台数分支払するものとします。

第12条（にらいパック）

STBレンタル機種の4K-STB（外付けUSB-HDD対応機種）またはHDD-4K-STB（ハードディスク内蔵録画機能付き機種）を設置する契約者に、にらいインターネット（にらいパック）を追加でお申込みした契約者に限り、申込みができるものとします。

- (1) 基本サービスは、ミニコース・ポピュラーコース及びプライムコースとします。
ただし、別表2（料金表）にある「ミニコース+オプションプラン」は、対象外とするものとします。
- (2) にらいインターネットサービスは、にらいパックコースとします。
- (3) 月額利用料金は、別表3（料金表）に定める利用料金とします。

第13条（にらいパック定期契約）

第12条（にらいパック）の契約者で、（にらいパック定期契約）を申込した契約者に限り、別表3（料金表）に定める定期契約利用料金を適用するものとします。

- (1) 定期契約は、2年（24ヵ月）とし、サービスの提供を開始した日の属する月を1ヵ月目と起算するものとします。
- (2) 定期契約が満了した場合には、本約款を自動更新するものとし、更新前の定期契約が満了した月の翌月を1ヵ月目と起算し、2年（24ヵ月）単位で自動更新するものとします。
- (3) 契約者は、満了月と満了月の翌月から翌々月（以下「更新月」という）の3ヵ月間以外に、休止、解約若しくは加入契約の解除があった場合には、当社が定める期日までに別表1（料金表）に定める（にらいパック定期契約解除料）を支払するものとします。

第14条（にらいプラス）

STBレンタル機種、ケーブルプラス STB-2（以下「C+STB-2」といいます）1台とイン

ターネットレンタル機種「ケーブルモデム」1台を、1セットで設置する契約者に、「にらいプラス」のサービスを追加でお申込みした契約者に限り、申込みができるものとします。

- (1) 基本サービスは、ミニコース・ポピュラーコース及びプライムコースとします。ただし、別表2（料金表）にある「ミニコース+オプションプラン」は、対象外とするものとします。
- (2) にらいインターネット接続サービスは、にらいプラス120コースまたはにらいプラス30コースとします。
- (3) OCNケーブルテレビジョン加入契約約款に記載のない条項等は、重要事項説明書及び、にらいインターネット接続サービス契約約款に準じるものとします。
- (4) 月額利用料金は、別表4（料金表）に定める利用料金とします。

第15条（にらいプラス定期契約）

第14条（にらいプラス）の契約者で、（にらいプラス定期契約）を申込した契約者に限り、別表4（料金表）に定める定期契約利用料金を適用するものとします。

- (1) 定期契約は、1年（12ヵ月）または2年（24ヵ月）とし、サービスの提供を開始した日の属する月を1ヵ月目と起算するものとします。
- (2) 定期契約が満了した場合には、本約款を自動更新するものとし、更新前の定期契約が満了した月の翌月を1ヵ月目と起算し、1年（12ヵ月）または2年（24ヵ月）単位で自動更新するものとします。
- (3) 契約者は、満了月と満了月の翌月から翌々月（以下「更新月」という）の3ヵ月間以外に、休止、解約若しくは加入契約の解除があった場合には、当社が定める期日までに別表1（料金表）に定める（にらいプラス定期契約解除料）を支払するものとします。
- (4) 定期契約中に、定期契約の年数を変更することはできないものとします。定期契約の年数を変更する場合は、(3)項で定めている「更新月」の3ヵ月間の期間とします。

第16条 提携事業者が提供するサービス

「にらいプラス」サービスの契約者に対しそのサービス区域内で、提携事業者により次のサービスの提供を行いません。なお、提携事業者によりサービスの一部又は全部を変更若しくは終了することがあります。当社は、このサービスを利用した場合に生じた情報等の破損若しくは滅失等による損害または知り得た情報等に起因する損害については、当社の故意または重大な過失による場合を除き、その責任を負わないものとします。

- (1) 提携事業者によるコンテンツサービス

（ア）セキュリティソフトウェア

別表6に規定するコンテンツサービスが提供されるため、本サービスの提携事業者が別に定める規約に同意していただきます。なお、「にらいプラス」サービスを利用いただく場合は、本サービスが自動的に利用開始となることを承諾していただきます。

（イ）その他提携事業者提供のコンテンツ

提携事業者が定める規約に基づき各提携事業者によって提供されます。本サービスの利用に際しては、本約款の他に各提携事業者が定める規約・利用条件等を遵守いただきます。

第17条（au IDの提供）

第14条（にらいプラス）、「にらいプラス」サービスの利用には、KDDI株式会社が提供する「au ID」が必要となります。

- (1) 契約者は、「にらいプラス」サービスを利用する場合は、KDDI株式会社が別に定める「au ID利用規約」に同意していただきます。また、C+STB-2、1台につき1個の「au ID」を予め提供しますので、加入申込時に暗証番号を設定していただきます。
- (2) 契約者は、C+STB-2上で利用されたコンテンツに対する課金及び問い合わせ等の対応のために、前項で払い出された「au ID」が設定されているC+STB-2の機器情報を、当社がKDDI株式会社へ提供することについて承諾していただきます。
- (3) (1)項で提供された「au ID」は、契約者が「にらいプラス」サービスを解除した場合においても自動的に解除されません。なお、解除する場合は、提供元のKDDI株式会社へ解除手続きを行うものとします。

第18条（当社の払い出すID及びパスワードの管理責任）

契約者は、自己のID（当社の付与するログイン名、メールアカウント。以下同じとします。）及びこれに対応するパスワードの使用及び管理について全ての責任を負うものとします。

- (1) 契約者は、自己の設定したパスワードを失念した場合は直ちに当社に申し出るものとし、当社の指示に従うものとします。
- (2) 契約者は、第1項に規定する責任を怠り、第三者が契約者のID及びこれに対するパスワードを使用し、「にらいプラス」サービスを利用した場合、当該第三者の「にらいプラス」サービスの利用に対しての全ての責任を負うものとします。

第19条（遅延損害金）

契約者が料金その他本約款に基づく支払いを遅延した場合は、その遅延金額に対し年14.6%（年365日の日割り計算による）の割合による遅延損害金を、支払い期日の翌日より完済にいたるまで当社に支払うものとします。

第20条（消費税相当額の加算）

契約者がこの約款の規程により当社に対して支払いを要するものとされている額は、消費税相当額を加算した額とします。

第21条（施設設置の費用負担および所有権等）

当社のサービスに必要な施設の工事ならびに保守は、次により当社または当社の指定する業者が行うものとします。

- (1) 当社が設置した施設のうちタップオフまたは、クロージャールから保安器または、V-ONUまでの引込設備までの費用は当社が負担し、これを所有します。
- (2) 保安器または、V-ONUから受信機及び、周辺機器までの工事に要する費用は宅内設備として契約者が負担します。
- (3) 契約者等の責による、引込設備及び宅内設備の設置が必要とする場合の設置費用は契約者が負担します。

第22条（設置場所の無償使用および便宜の供与）

当社は施設を設置するために必要な場合、契約者が所有もしくは占有する敷地、家屋、構築物等を無償で使用できるものとします。

- 2 契約者は、地主、家主、その他利害関係人があるときは、あらかじめ施設の設置について必要な承諾を得ておくものとし、後日、利害関係者から苦情が生じた場合があっても、当社は一切の責任を負わないものとしします。
- 3 契約者は、当社または当社の指定する業者が施設の検査、修復等を行うために契約者の敷地、家屋、構築物等の出入りについて協力を求めた場合は、これに便宜を供するものとしします。

第23条（故障）

- 当社または当社の指定する業者は、契約者から本施設に異常がある旨の申し出があった場合はすみやかにこれを調査し、必要な措置を講じます。ただし、契約者の受信機に起因する受信異常および周辺機器等の異常については、この限りではありません。
- 2 契約者は、契約者施設の修復に要する費用を負担するものとしします。
 - 3 契約者は、契約者の故意または過失により当社施設に故障が生じた場合には、その施設の修復に要する費用を負担するものとしします。

第24条（当社の責任および免責事項）

- 当社の維持管理責任の範囲は、保安器及びV-O-N-Uまでとしします。
- 2 保安器及びV-O-N-Uの出力端子以降の施設および受信機、周辺機器等に起因する事故ならび天災等による事故、および各製品上の不適合については、当社はその責任を負わないものとしします。
 - 3 当社は、当社施設および保安器及びV-O-N-Uまでの維持管理責任を負います。なお、契約者は当社施設の維持管理の必要上、当社のサービス提供が一時的に停止することがあることを承諾するものとしします。

第25条（録画機能付きSTBについて）

- 当社は、録画機能付きSTBの録画再生機能の故障、不具合等が原因により、録画・編集したデータの損失、正常に録画ができなかった場合の補償、およびこれによって生じた損害について原因の如何を問わず一切の責任を負わないものとしします。
- 2 当社は、契約者が録画・編集したデータを他の媒体に移動または複製した際に生じた録画・編集したデータの滅失・毀損・不具合等は、原因の如何を問わず一切の責任を負わないものとしします。
 - 3 契約者は、当社が録画機能付きSTBを修理又はその他の理由により交換・回収する場合には、あらかじめ録画・編集した記録データの一切の権利を放棄するものとしします。

第26条（サービス提供の停止・変更・終了）

- 当社は、業務上の都合により第2条（サービス）の（1）基本サービス（2）オプションサービス（3）その他サービス等の停止・変更・終了することができるものとしします。なお、サービス提供の停止・変更・終了によって起こる損害の賠償責任は負わないものとしします。

第27条（放送内容の変更）

- 当社（自主番組等）または番組供給事業者のやむを得ぬ事情により放送内容を変更することがあります。なお、放送内容の変更によって起こる損害の賠償責任は負わないものとしします。

第28条（義務再放送について）

- 当社が放送法第140条の市町村の区域を勘案して定める区域において、同条に定める受信

の障害が発生している地域において、当該受信の障害の対象者から申し出があった場合に限り、地上基幹放送の義務再放送を行います。

- 2 受信障害の確認のため、必要な場合は、受信の障害の対象者からの依頼に基づき、当社は調査を行うこととし、その調査にかかる費用は、当社が定めた基準によって依頼者が負担するものとします。
- 3 義務再放送は、施設利用サービスとします。

第29条（義務再放送を行わない正当な理由）

当社がその責めに帰する事ができない事由により、義務再放送を行うことが著しく困難である場合にあって、総務大臣が当該義務再放送を行う必要がないと認めた場合とします。

- 2 第4条（契約の成立）（1）から（6）に該当する場合。
- 3 義務再放送を行うことによる対価が全く見込めず、当該義務再放送を行うための最低限の運営費も充足することが出来ず、結果として、当該義務再放送自体を行うことが困難になる場合。

第30条（設置場所の変更）

契約者は、当社の定める技術基準に適合し、かつ変更先が同一建物内または同一敷地内の場合に限り、本施設、STBの設置場所を変更できるものとします。設置場所の変更により、当社施設および契約者施設に工事が生じる場合には、その費用を契約者が負担するものとします。

- 2 契約者は、前項の規定により設置場所を変更しようとする場合には、事前に当社にその旨を文書により申し出るものとします。

第31条（転居）

契約者が転居等による受信設備の移転を行おうとする場合は、移転を希望する日の14日前までに当社にその旨を文書により申し出るものとし、当社のサービス区域内に限り認めます。ただし、その移転に要する費用は契約者が負担するものとします。

第32条（名義変更）

相続または特に当社が認める場合にのみ、新契約者は当社の承諾を得て、旧契約者の名義を変更できるものとします。

- 2 前項の規定により名義を変更しようとするときは、新契約者および旧契約者は当社にその旨を文書により申し出るものとします。

第33条（加入申込書記載事項の変更）

契約者は、加入申込書記載のサービス内容の変更を希望する場合には、当社が指定する方法により当社に申し出るものとします。申し出があった場合、当社はすみやかに変更された契約内容に基づいてサービスを提供します。

- 2 前項の外、契約者は、加入申込書に記載した住所、電話番号、料金支払い方法、料金支払い口座等の変更がある場合には、事前に当社にその旨を文書により申し出るものとします。
- 3 契約者が前二項の規定により変更しようとする場合、当社は第4条の規定に準じて取り扱うものとします。

第34条（契約者の禁止事項）

契約者は、当社の提供するサービスを、不特定または多数人に対する対価を受けての上映や録画機器、その他の方法による複製、およびかかる複製物の上映など、当社が提供して

いるサービスに対して有する著作権および著作隣接権を侵害する行為をすることはできません。

- 2 契約者は、加入契約に定める台数を超える受信機等を接続することができないものとします。
- 3 前項の規定に違反して、当社のサービスを提供するために必要な施設を利用した場合には、その利用について違約追徴金を支払わなければならないものとします。
- 4 無断で増設した設備については、改めて適切な設備工事を行い、受信契約を行った後でなければ使用することはできないものとします。その修復に要する費用は契約者が負担するものとします。
- 5 当社の提供するサービスを視聴する目的で、当社が設置した設備、当社よりレンタルしたSTB以外の機器等を使用すること、本来のサービス利用の目的以外で、当社の機器等を使用することを禁じます。

第35条（解約）

契約者は、加入契約を解約しようとする場合は、解約を希望する日の14日前までに当社にその旨を文書により申し出るものとします。

- 2 前項による解約の場合、契約者は、第9条第1項の規定による利用料金を、当該解約の日の属する月の分まで支払うものとし、日割り計算によって精算します。但し、オプションサービス料金は、当該解約の日の属する月までの利用料金を支払うものとし、日割り計算による精算は行わないものとします。
- 3 第1項による解約の場合、当社は当社施設および引込線を撤去するものとします。なお契約者が所有、占有する敷地、家屋、構築物等の復旧を要する場合、契約者はその復旧費用を負担するものとします。
- 4 契約者の都合による、引込設備・宅内設備または、STB等の機器を回収する費用については、契約者が負担するものとします。
- 5 前項の費用は、別表1（料金表）に定める「配線・機器回収費用」の料金とします。

第36条（契約の解除）

当社は、契約者または第10条第3項の第三者がこの約款に定める料金の支払い義務を怠った場合、その他この約款に違反したと認められる場合は、契約者に催告の上、または契約者の都合により当社から契約者に対する催告が到達しない場合は通知催告なしに、サービスの提供を停止し、加入契約を解除することができるものとします。なお解除の際、第35条（解約）の規定に準じて取り扱うものとします。

- 2 電力・電話の無電柱化等、当社、契約者のいずれの責にも帰することのできない事由により当社施設の変更を余儀なくされ、かつ当社施設の代替構築が困難な場合、当社は、契約者にあらかじめ理由を説明した上で、加入契約を解除できるものとします。
- 3 前二項により加入契約を解除した場合に、契約者が別途支払ったNHKのテレビ受信料（衛星受信料を含む）、株式会社WOWOWの視聴料等が払い戻されず契約者に不利益、損害等が生ずることがあっても、当社は何らの責任も負わないものとします。

第37条（休止）

契約者の都合により視聴の休止を希望する場合には、文書により申し出て、当社の承認を得るものとします。この場合当社はすべてのサービスの提供を停止し、6ヵ月を限度とし、その間は別表1（料金表）に定める休止料金を、休止する当該STB台数分を徴収するものとします。

- 2 契約者の都合による視聴の休止開始より6ヵ月以内に視聴を開始しない場合は、解約とな

ります。

- 3 録画機能付き STB を利用している契約者が、契約者の都合により視聴の休止を希望する場合には、録画機能付き STB の回収または標準 STB（録画機能無し）へ交換するものとします。なお回収・交換の費用は契約者負担とし、録画・編集した記録データの一切の権利を放棄するものとします。ただし、契約者の都合により休止期間中、録画機能付き STB を継続利用する場合は、休止料金とは別に別表 1（料金表）に定めるレンタル料金を支払うものとします。

第 38 条（サービス提供の停止・変更・終了による損害の賠償）

当社は、次の場合のサービス提供の停止・変更・終了に基づく損害の賠償責任を負わないものとします。

- (1) 天災、事変。
- (2) 放送衛星、通信衛星の機能停止。
- (3) その他当社の責に帰することのできない事由
- (4) 第 26 条（サービス提供の停止・変更・終了）の場合。
- (5) 第 27 条（放送内容の変更）の場合。
- (6) 第 36 条（契約の解除）の場合。

第 39 条（個人情報）

当社は、契約者の個人情報について、当社が定める「個人情報保護ポリシー」に基づいて適正に取り扱うものとします。

- 2 当社は、契約者の個人情報を次に掲げる目的のために利用するものとします。
 - (1) 契約者の確認や利便性提供・向上、並びにサービスを提供するための工事の施工等の業務、サービスのメンテナンス、変更・解約等に関する諸手続き、番組誌等の送付、及び料金請求や収納業務などのため。
 - (2) 契約者の視聴状況や C + S T B - 2 の使用状況並びに操作に関する記録について集計・分析を行い、個人が識別、特定できないように加工した統計資料を作成し、あるいはアンケート調査及びその分析を行い、設備の保守及び新規サービスの開発やサービスレベルの維持・向上を図るため。
 - (3) 契約者に電子メール、郵便等により、又は電話することにより、当社の各種サービス、又は業務提携先などの商品やサービス等の情報を提供するため。なお、契約者は別途定める方法で届出ることにより、これらの取扱いを中止させたり、再開させたりすることができるものとします。
 - (4) 契約者から個人情報の取扱いに関する同意を得るために、電子メール、郵便等により連絡し、又は電話するため。
 - (5) 契約者との電話対応時に通話録音することにより、お問い合わせ内容・ご意見・ご要望等を正確に把握しサービスの向上を活かすため、及び対応品質の向上を図り顧客満足度を高めるため。
 - (6) 「にらいプラス」サービスの障害及び停止が発生した場合における提携事業者からの照会に対し、その事実を回答するため。
 - (7) 契約者がダウンロードされたコンテンツやアプリケーションの情報の管理をするため。また、そのサポートを目的としたサービスレベルの維持・向上のため。
- 3 契約者の個人情報の取り扱いについて必要な事項は、当社が定める「個人情報の保護に関する宣言」において公表するものとします。

第 40 条（国内法への準拠）

この契約約款は日本国国内法に準拠するものとし、加入契約により生じる一切の紛争等については那覇地方裁判所を管轄裁判所とします。

第41条（約款の改定）

この約款は、総務大臣に届けたうえで改定することがあります。この場合には、料金その他の提供条件は変更後の約款を適用します。

附 則

1. 一括加入、ホテル等の業務使用については別に定めます。
2. この約款は令和4年10月11日より施行します。

別 表 (工事費)	(消費税込み金額です)
① 標準工事費 (宅内設備) * STBを1台設置する工事です。	27,500円/件
② 追加工事費 (既インターネット加入者のケーブルテレビ追加工事)	11,000円/台
③ 増設工事費 (STB 2台目以降)	11,000円/台
④ STB交換工事費	3,300円/台
⑤ ケーブルテレビ対応集合住宅宅内工事費 * 宅内工事でSTB 1台設置する工事です。	5,500円/台

(注: その他、建物・住宅環境により資材・機材の費用が別途加算される場合があります。)

(注: 工事費については、工事内容により別途加算される場合があります)

別 表 1 (料金表)		(消費税込み金額です)	
料 金 の 種 類	金 額		支 払 日
加入金	11,000 円		契約時
工事費 (実費)	別表 (工事費) のとおり		工事完了翌月 10 日
標準 STB レンタル料金 (月額)	1 台あたり 770 円/月		翌月 10 日
STB (外付け USB-HDD 対応) レンタル料金 (月額)	1 台あたり 1,210 円/月		
4K-STB (外付け USB-HDD 対応) レンタル料金 (月額)	1 台あたり 1,650 円/月		
HDD-STB レンタル料金 (月額)	1 台あたり 1,760 円/月		
HDD-4K-STB レンタル料金 (月額)	1 台あたり 2,200 円/月		
BD-HDD-STB レンタル料金 (月額)	1 台あたり 3,960 円/月		
C+STB-2 レンタル料金 (月額)	1 台あたり 1,870 円/月		
基本サービス料金 (月額)		1 台目	
	ミニコース※ 1	1,320 円	1,320 円
	ポピュラーコース	3,740 円	1,980 円
	プライムコース	4,290 円	2,310 円
		1 世帯	—
	ホーム共聴コース※ 2	3,300 円	—
オプションサービス料金 (月額)	スター・チャンネル 1・2・3	2,530 円	
	日テレジータス HD ※	990 円	
			翌月 10 日

		日テレ NEWS24 HD ※	528 円	
		フジテレビ NEXT ライブ・プレミアム	1,100 円	
		フジテレビ ONE・TWO・NEXT 3ch セット ※	1,650 円	
		テレ朝チャンネル 1 ドラマ・バラ エティ・アニメ ※	660 円	
	オプション サービス料金 (月額)	テレ朝チャンネル 2 ニュース・情 報・スポーツ ※	660 円	翌月 10 日
		テレ朝チャンネル 1+2 2ch セッ ト ※	1,100 円	
		TBSチャンネル 1 最新ドラマ・音 楽・映画 ※	660 円	
		衛星劇場HD	2,090 円	
		東映チャンネル HD	1,650 円	
		V☆パラダイス HD	990 円	
		日本映画専門チャ ンネルHD ※	770 円	
		時代劇専門チャ ンネルHD ※	770 円	
		ファミリー・ヒス トリー2ch セット ※	1,100 円	
		ディズニー・チャ ン ネル ディズニージュニア 2ch セット ※	764 円	
		キッズステーショ ン HD※	812 円	

		GAORA SPORTS HD ※	1,320 円	
		スカイ A ※	1,100 円	
		J SPORTS 4 HD	1,430 円	
		FIGHTING TV サムライ	1,980 円	
		日経CNBC H D ※	990 円	
		KNTV HD	3,300 円	
		Mnet HD	2,530 円	
		TAKARAZU KA SKY S TAGE	2,970 円	
		アニメシアターX (A-T-X)	1,980 円	
		SPEEDチャン ネル	990 円	
		釣りビジョンHD ※	1,320 円	
		囲碁・将棋チャン ネルHD ※	1,540 円	
		CNN U.S. ※	1,980 円	
	オプション サービス料金 (月額)	グリーンチャン ネルHD/ グリーン チャンネル2HD 2chセット	1,100 円	翌月 10 日
		レジャーチャン ネル※※※※	990 円	
		プレイボーイチャ ンネル	2,750 円	
		レッドチェリー	2,530 円	
		チェリーボム	2,530 円	
		レインボーチャン ネル	2,530 円	

		ミッドナイト・ブルー	2,530円	
		パラダイステレビ	2,200円	
		プラチナアダルトセット※※	3,300円	
		ゴールデンアダルトセット※※※	3,300円	
施設利用サービス料金(月額)		1世帯あたり	1,320円	翌月10日
休止料金(月額)		STB1台あたり	770円	翌月10日
セット割 (月額)	ダブル割(ケーブルテレビ+インターネットまたはケーブルプラス電話とセット)2サービス	1契約あたり	330円割引	翌月10日
	ダブル割(にらいパック+ケーブルプラス電話またはにらいプラス+ケーブルプラス電話とセット)2サービス	1契約あたり	330円割引	
	トリプル割(ケーブルテレビ+インターネット+ケーブルプラス電話とセット)3サービス	1契約あたり	990円割引	
定期契約割(月額)		STB1台あたり	880円割引	
にらいパック定期契約割(月額)		1契約あたり	2,552円割引	
にらいプラス定期契約割(1年)(月額) (にらいプラスミニ30)		1契約あたり	1,100円割引	
にらいプラス定期契約割(1年)(月額) (にらいプラスミニ120・にらいプラスポピュラー120・にらいプラスプライム120)		1契約あたり	1,100円割引	
にらいプラス定期契約割(2年)(月額) (にらいプラスミニ30)		1契約あたり	2,420円割引	
にらいプラス定期契約割(2年)(月額) (にらいプラスミニ120・にらいプラスポピュラー120・にらいプラスプライム120)		1契約あたり	2,552円割引	

ホーム共聴コース+ヒカりにらいサービスセット定期契約割 (2年) (月額)	1契約あたり	3,630円割引	
ホーム共聴コース+4K-STB レンタル+ヒカりにらいサービスセット定期契約割 (2年) (月額)	1契約あたり	4,510円割引	
ホーム共聴コース+STB-2 レンタル+ヒカりにらいサービスセット定期契約割 (2年) (月額)	1契約あたり	4,400円割引	
ポピュラーコース+4K-STB レンタル+ヒカりにらいサービスセット定期契約割 (2年) (月額)	1契約あたり	2,830円割引	
ポピュラーコース+STB-2 レンタル+ヒカりにらいサービスセット定期契約割 (2年) (月額)	1契約あたり	2,720円割引	
プライムコース+4K-STB レンタル+ヒカりにらいサービスセット定期契約割 (2年) (月額)	1契約あたり	2,830円割引	
プライムコース+STB-2 レンタル+ヒカりにらいサービスセット定期契約割 (2年) (月額)	1契約あたり	2,720円割引	
定期契約解除料※5 (ミニコース)	STB 1台あたり	2,090円 ※4	
定期契約解除料※5 (ポピュラーコース・プライムコース)	STB 1台あたり	4,400円 ※4	
にらいパック定期契約解除料 (ミニコース)	1契約あたり	4,400円 ※4	
にらいパック定期契約解除料 (ポピュラーコース・プライムコース)	1契約あたり	7,700円 ※4	
にらいプラス定期契約 (1年) 解除料※4 (ミニコース)	1契約あたり	4,400円 ※4	
にらいプラス定期契約 (1年) 解除料※4 (ポピュラーコース・プライムコース)	1契約あたり	7,700円 ※4	

にらいプラス定期契約（2年） 解除料※4（ミニコース）	1契約あたり	4,400円 ※4	
にらいプラス定期契約（2年） 解除料※4（ポピュラーコース・プライムコース）	1契約あたり	7,700円 ※4	
ホーム共聴コース+ヒカりにらいサービスセット定期契約（2年） 解除料※4（地デジ・BS）	1契約あたり	4,400円 ※4	
ホーム共聴コース+4K-STB レンタル+ヒカりにらいサービスセット定期契約（2年） 解除料※4（地デジ・BS）	1契約あたり	4,400円 ※4	
ホーム共聴コース+ STB-2 レンタル+ヒカりにらいサービスセット定期契約（2年） 解除料※4（地デジ・BS）	1契約あたり	4,400円 ※4	
ポピュラーコース+4K-STB レンタル+ヒカりにらいサービスセット定期契約（2年） 解除料※4	1契約あたり	7,700円 ※4	
ポピュラーコース+ STB-2 レンタル+ヒカりにらいサービスセット定期契約（2年） 解除料※4	1契約あたり	7,700円 ※4	
プライムコース+4K-STB レンタル+ヒカりにらいサービスセット定期契約（2年） 解除料※4	1契約あたり	7,700円 ※4	
プライムコース+ STB-2 レンタル+ヒカりにらいサービスセット定期契約（2年） 解除料※4	1契約あたり	7,700円 ※4	
C-CASカード損害金	1枚あたり	2,200円	
B-CASカード再発行費用	1枚あたり	2,160円	
STB・録画機能付き STB 交換費用	1台あたり	3,300円	交換時
配線・機器回収費用	1契約あたり	5,500円	

（注：番組ガイドは1契約に1冊は無料で提供致します。但し、基本サービスのホーム共聴コースについて、無料提供は除きます。2冊目以降は有料（204円/冊）です。

※：日テレジータス HD、日テレ NEWS24、フジテレビ NEXT・ONE・TWO3ch セット、テレ朝チャンネル1 ドラマ・バラエティ・アニメ、テレ朝チャンネル2 ニュース・情報・スポーツ、テレ朝チャンネル1+2 2ch セット、TBSチャンネル1 最新ドラマ・音楽・映画、日本映画専門チャンネル HD、時代劇専門チャンネル HD、ファミリー・ヒストリー2ch セット、ディズニー・チャンネル/ディズニージュニア 2ch セット、キッズステーション、GAORA SPORTS HD、スカイ A、日経 CNBC、釣りビジョン、囲碁・将棋チャンネル、CNN

- U. S. は、ミニコース利用時のみ、オプションサービスとして提供致します。
- ※※：プラチナアダルトセット（プレイボーイチャンネル/レッドチェリー/チェリーボム 3ch セット）
- ※※※：ゴールデンアダルトセット（レインボーチャンネル/ミッドナイト・ブルー/パラダイステレビ 3ch セット）
- ※※※※：レジャーチャンネルは、4K-STB（4K-STB・HDD-4K-STB・C+STB-2）設置機種で提供できるオプションサービスです。
- ※1：加入契約が、クロージャーから光ファイバーで送られた光信号をV-ONU（光変換器）にて同軸ケーブルで送る電気信号へ変換してSTB機器設置の場合は、ミニコースは申込できないものとします。
- ※2：クロージャーから光ファイバーで送られた光信号をV-ONU（光変換器）にて同軸ケーブルで送る電気信号へ変換をした引込設備で、戸建住宅を当社の仕様で設備工事（ホーム共聴）をして、「CATVホーム共聴コース」に申込することができるものとします。
- ※2：地上デジタル放送・BSパススルー方式で放送。
- ※3：ヒカりにらいは、当社の「にらいインターネット接続サービス契約」のコースメニューとなります。
- ※4：定期契約解除料（1年間・2年間）については、1カ月分の利用料金相当額とします。
- ※5：2台目以降の定期契約解除料については、定期契約割する当該STB台数分、一律2,090円（税込）お支払いするものとします。

別 表 2（料金表）ミニコース+オプションプラン		（消費税込み金額です）		
料 金 の 種 類		金 額		支 払 日
基本サービス 料金（月額）		1台目	2台目以降（1台当り）	翌月10日
	ミニコース	1,320円	1,320円	
標準STBレンタル料金（月額）		1台あたり 770円		翌月10日
STB（外付けUSB-HDD対応） レンタル料金（月額）		1台あたり 1,210円		
4K-STB（外付けUSB-HDD対応） レンタル料金（月額）		1台あたり 1,650円		
HDD-STB レンタル料金（月額）		1台あたり 1,760円		
HDD-4K-STB レンタル料金（月額）		1台あたり 2,200円		
BD-HDD-STB レンタル料金（月額）		1台あたり 3,960円		
ミニコース+オプションプランの利用料金は、以下のオプション追加の条件につき、基本サービス料金（ミニコース）及び標準STBレンタル料金の合計額から割引を適用した利用料金とします。				
オプション追加の条件		ミニコース+オプションプラン 利用料金（月額）		支払日
オプション2（ツー）		ミニコース+オプション2		翌月

■Aグループから (1ch) +Bグループから (1ch) 計: 2ch ■Bグループから (2ch) 計: 2ch ■Cグループから (1セット) 計: 2ch		2,420円 ※1※2	10日
オプション3 (スリー) ■Aグループから (1ch) +Bグループから (2ch) 計: 3ch ■AグループまたはBグループから (1ch) +Cグループから (1セット) 計: 3ch ■Bグループから (3ch) 計: 3ch ■Dグループから (1セット) 計: 3ch		ミニコース+オプション3 2,970円 ※1※2	翌月 10日
Aグループ (7チャンネル)			
オプション サービス料金 (月額)	囲碁・将棋チャンネルHD	1,540円	翌月 10日
	東映チャンネルHD	1,650円	
	JSPORTS4 HD	1,430円	
	GAORA SPORTS HD	1,320円	
	スカイA	1,100円	
	フジテレビNEXT ライブ・プレミアム	1,100円	
Bグループ (14チャンネル)			
オプション サービス料金 (月額)	釣りビジョン HD	1,320円	翌月 10日
	日テレNEWS24 HD	528円	
	日テレジータスHD	990円	
	キッズステーションHD	812円	
	時代劇専門チャンネルHD	770円	
	日本映画専門チャンネルHD	770円	
	TBSチャンネル1 最新ドラマ・音楽・映画	660円	
オプション	V☆パラダイス HD	990円	翌月 10日

サービス料金 (月額)	テレ朝チャンネル1 ドラマ・バラエティ・ アニメ HD	660 円	
	テレ朝チャンネル2 ニュース・情報・スポ ーツ HD	660 円	
	日経CNBC HD	990 円	
Cグループ (2chセット)			
オプション サービス料金 (月額)	テレ朝チャンネル 1+2 2ch セット	1,100 円	翌月 10 日
	ディズニー・チャンネル ディズニージュニア 2ch セット	764 円	
	ファミリー・ヒストリ ー 2ch セット	1,100 円	
Dグループ (3chセット)			
オプション サービス料金 (月額)	フジテレビ ONE・TWO NEXT 3ch セット	1,650 円	翌月 10 日

* 1 標準 STB (レンタル料 770 円) 以外の「STB」をレンタルにて使用していた場合は、利用料金に「レンタル料差分追加料金」が追加料金として発生するものとします。

■レンタル料差分追加料金：標準 STB・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 月額 0 円
：STB (外付け USB-HDD 対応)・・・・・・・・・・・・・・ 月額 440 円
：4K-STB (外付け USB-HDD 対応)・・・・・・・・・・・・・・ 月額 880 円
：HDD-STB・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 月額 990 円
：HDD-4K-STB・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 月額 1,430 円
：BD-HDD-STB・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 月額 3,190 円

* 2 「STB」を購入して「ミニコース+オプションプラン」を視聴の場合、購入した STB 種別にかかわらず、標準 STB レンタル料金を含む、ミニコース+オプション2またはミニコース+オプション3の利用料金 (月額) を適用するものとします。

* 3 各オプションチャンネル変更またはオプション2からオプション3およびオプション3からオプション2への変更は月途中ではできないものとし、月単位とします。

* 4 別表1 (料金表) の「ミニコース・ポピュラーコース・プライムコース」から別表2 (料金表) 「ミニコース+オプションプラン」への変更は月途中ではできないものとし、月単位とします。

* 5 別表2 (料金表) 「ミニコース+オプションプラン」から、別表1 (料金表) のポピュラーコースまたはプライムコースへの変更は、月途中でも変更ができるものとします。但し、ミニコースへの変更はできないものとし、月単位とします。

* 6 新規ケーブルテレビを、別表2 (料金表) 「ミニコース+オプションプラン」で契約の場合においては、サービスの提供を受けた日の翌日からの日割り計算とします。

- * 7 別表2（料金表）以外のオプションチャンネルを申込みする場合は、別表1（料金表）に、準じるものとします。
- * 8 第9条第6項の、当社の他サービス（インターネット及びケーブルプラス電話）をセットで契約した場合のセット割（ダブル割・トリプル割）は適用外とします。
- * 9 加入契約が、クロージャーから光ファイバーで送られた光信号をV-ONU（光変換器）にて同軸ケーブルで送る電気信号へ変換してSTB機器設置の場合は、別表2ミニコース+オプションプランは申込できないものとします。

別 表 3（料金表）にらいパック		（消費税込み金額です）
コースの名称	利用料金（月額）	定期契約利用料金（月額）
にらいパックミニ	8,030 円	5,478 円
にらいパックポピュラー	10,450 円	7,898 円
にらいパックプライム	11,000 円	8,448 円

- * 1 HDD-4K-STB を設置の場合は、月額利用料金とは別にレンタル料金の差額分 550 円が加算するものとします。
- * 2 加入契約が、クロージャーから光ファイバーで送られた光信号をV-ONU（光変換器）にて同軸ケーブルで送る電気信号へ変換してSTB機器設置の場合は、別表3（料金表）にらいパックは申込できないものとします。

別 表 4（料金表）にらいプラス		（消費税込み金額です）	
コースの名称	利用料金（月額）	定期契約（1年） 利用料金（月額）	定期契約（2年） 利用料金（月額）
にらいプラスミニ30	7,898 円	6,798 円	5,478 円
にらいプラスミニ120	8,470 円	7,370 円	5,918 円
にらいプラスポピュラー120	10,890 円	9,790 円	8,338 円
にらいプラスプライム120	11,440 円	10,340 円	8,888 円

- * 1 STB 設置機種は、「C+STB-2」機種となります。
- * 2 加入契約が、クロージャーから光ファイバーで送られた光信号をV-ONU（光変換器）にて同軸ケーブルで送る電気信号へ変換してSTB機器設置の場合は、別表4（料金表）にらいプラスは申込できないものとします。

別 表 5 (料金表) 基本サービス料金 (ホーム共聴コース・ポピュラーコース・プライムコース) + 「ヒカりにらい」セットコース (消費税込み金額です)			
コースの名称	利用料金 (月額)	定期契約 (2年) 利用料金 (月額)	備考
ホーム共聴コース	3,300 円	—	
ホーム共聴コース+ヒカりにらい * 1	10,230 円	6,600 円	3,630 円の割引 * 1
ホーム共聴コース+4K-STB レンタル+ヒカりにらい * 2	11,880 円	7,370 円	4,510 円の割引 * 2
ホーム共聴コース+STB-2 レンタル+ヒカりにらい * 3	12,100 円	7,700 円	4,400 円の割引 * 3
ポピュラーコース+4K-STB レンタル+ヒカりにらい * 4	12,320 円	9,490 円	2,830 円の割引 * 4
ポピュラーコース+ STB-2 レンタル+ヒカりにらい * 5	12,540 円	9,820 円	2,720 円の割引 * 5
プライムコース+4K-STB レンタル+ヒカりにらい * 6	12,870 円	10,040 円	2,830 円の割引 * 6
プライムコース+STB-2 レンタル+ヒカりにらい * 7	13,090 円	10,370 円	2,720 円の割引 * 7

* 1 2年定期申込を条件でヒカりにらいの毎月の利用料金から 3,630 円/月割引となります。

* 2 2年定期申込を条件でSTBレンタル料から 880 円/月及び、ヒカりにらいの毎月の利用料金から 3,630 円/月割引となります。また、STB 設置機種は、「4K-STB (外付け USB-HDD 対応)」機種となります。但し、HDD 内蔵 STB 機種「HDD-4K-STB」を設置した場合は、月額利用料金とは別にレンタル料金の差額分 550 円が加算するものとします。

* 3 2年定期申込を条件でSTBレンタル料から 770 円/月及び、ヒカりにらいの毎月の利用料金から 3,630 円/月割引となります。

* 4・* 6 2年定期申込を条件でSTBレンタル料から 880 円/月及び、ヒカりにらいの毎月の利用料金から 1,950 円/月割引となります。また、STB 設置機種は、「4K-STB (外付け USB-HDD 対応)」機種となります。但し、HDD 内蔵 STB 機種「HDD-4K-STB」を設置した場合は、月額利用料金とは別にレンタル料金の差額分 550 円が加算するものとします。

* 5・* 7 2年定期申込を条件でSTBレンタル料から 770 円/月及び、ヒカりにらいの毎月の利用料金から 1,950 円/月割引となります。

(注: 定期契約は、2年(24ヵ月)とし、サービスの提供を開始した日の属する月を1ヵ月目と起算するものとします。

(注: 定期契約が満了した場合には、本約款を自動更新するものとし、更新前の定期契約が満了した月の翌月を1ヵ月目と起算し、2年(24ヵ月)単位で自動更新するものとします。

(注: 契約者は、満了月と満了月の翌月から翌々月(以下「更新月」という)の3ヵ月間以外に、休止、解約若しくは加入契約の解除があった場合には、当社が定める期日までに、別表1(料金表)に定める(ホーム共聴コース+ヒカりにらいサービスセット定期契約(2年)解除料)・(ホー

ム共聴コース+4K-STB レンタル+ヒカりにらいサービスセット定期契約（2年）解除料）・（ホーム共聴コース+ STB-2 レンタル+ヒカりにらいサービスセット定期契約（2年）解除料）・（ポピュラーコース+4K-STB レンタル+ヒカりにらいサービスセット定期契約（2年）解除料）・（ポピュラーコース+STB-2 レンタル+ヒカりにらいサービスセット定期契約（2年）解除料）・（プライムコース+4K-STB レンタル+ヒカりにらいサービスセット定期契約（2年）解除料）・（プライムコース+STB-2 レンタル+ヒカりにらいサービスセット定期契約（2年）解除料）を、支払うものとしします。
 （注： セットコース（*1・*2・*3・*4・*5・*6・*7）には、Wi-Fi 機能（月額550円）を無償で提供となります。

（注： 別表5のコースには、別表1の「セット割」は対象外とします。但し、別表5のコースに、ケーブルプラス電話を追加契約した場合は、セット割（ダブル割330円）を適用するものとしします。

別 表 6（第16条関係）提携事業者によるコンテンツサービス		
コンテンツサービス	提供事業者	備考
ウイルスバスター	トレンドマイクロ株式会社	

※1 STB 設置機種は、「C+STB-2」機種に適用となります。

別 表 7（料金表） 定期契約解除料・解約撤去費用			
料 金 の 種 類	区 分	金 額	支 払 日
定期契約解除料※1	STB 1台あたり	5,500円	変更時毎
にらいパック定期契約解除料※1	1契約あたり	19,800円	
にらいプラス定期契約（1年）解除料※1	1契約あたり	6,600円	
にらいプラス定期契約（2年）解除料※1	1契約あたり	19,800円	
ホーム共聴コース+ヒカりにらいサービスセット定期契約（2年）解除料※1	1契約あたり	9,900円	
ホーム共聴コース+4K-STB レンタル+ヒカりにらいサービスセット定期契約（2年）解除料※1	1契約あたり	15,400円	
ホーム共聴コース+ STB-2 レンタル+ヒカりにらいサ	1契約あたり	15,400円	

ービスセット定期契約 (2年) 解除料※1			
ポピュラーコース+4K-STB レンタル+ヒカりにらいサ ービスセット定期契約 (2年) 解除料※1	1 契約あたり	15,400 円	
ポピュラーコース+ STB-2 レンタル+ヒカりにらいサ ービスセット定期契約 (2年) 解除料※1	1 契約あたり	15,400 円	
プライムコース+4K-STB レ ンタル+ヒカりにらいサー ビスセット定期契約 (2年) 解除料※1	1 契約あたり	15,400 円	変更時毎
プライムコース+ STB-2 レ ンタル+ヒカりにらいサー ビスセット定期契約 (2年) 解除料※1	1 契約あたり	15,400 円	
解約撤去費用	1 契約あたり	5,500 円	

※1：既に2022年6月30日までに、定期契約で申込した契約者が、定期契約更新月以外に、解約若しくは休止した場合は、別表7（料金表）に定める定期契約解除料を、お支払いするものとします。

※2：前項※1の契約者が、2022年7月1日以降に、更新月を迎えた後の定期契約解除料は、別表1（料金表）に定める定期契約解除料へ変更（自動更新）してお支払いするものとします。

にらいインターネット接続サービス契約約款

沖縄ケーブルネットワーク株式会社

第1章 総則

(約款の適用)

第1条 当社は、このにらいインターネット接続サービス契約約款(以下「約款」といいます。)を定め、これにより、にらいインターネット接続サービス(以下「本サービス」といいます。)を提供します。

(約款の変更)

第2条 当社は、事前の通知を行うことなくこの約款を変更することがあります。この場合には、料金その他の提供条件は、変更後の約款によります。

(用語の定義)

第3条 約款では、次の用語はそれぞれ以下の意味で使用します。

用語	用語の意味
1 電気通信設備	電気通信を行うための機械、器具、線路その他の電氣的設備
2 電気通信サービス	電気通信設備を使用して他人の通信を媒介すること、その他電気通信設備を他人の通信の用に供すること
3 電気通信回線設備	送信の場所と受信の場所との間を接続する伝走路設備及びこれと一体として設置される交換設備並びにこれらの付属設備
4 電気通信回線	電気通信事業者から電気通信サービスの提供を受けるために使用する電気通信回線設備
5 にらいインターネット接続サービス	主としてデータ通信の用に供することを目的としてインターネットプロトコルにより符号の伝送交換を行うための電気通信回線設備を使用して行う当社が提供する電気通信サービス
6 本サービス取扱所	(1)本サービスに関する業務を行う当社の事業所 (2)当社の委託により本サービスに関する契約事務を行う者の事業所
7 加入契約	当社からにらいインターネット接続サービスの提供を受けるための契約
8 契約者	当社と加入契約を締結した者
9 契約者回線	当社の加入契約に基づいて設置される電気通信回線
10 端末設備	端末設備契約者回線の一端に接続される電気通信設備であって、1の部分の設備の設置の場所が他の部分の設備の設置の場所と同一の構内(これに準ずる区域内を含む)または同一の建物内であるもの
11 端末接続装置	端末設備との間で電気通信信号の交換等の機能を有する電気通信設備

12 ケーブルモデム	当社の電気通信回線の終端に位置し、端末設備との間で電気信号の変換機能を有する電気通信設備（以下「端末接続装置」とする）
13 D-ONU	電気通信回線設備のうち、光ファイバーケーブルをLANケーブルに変換し、インターネットサービスを提供するための設備（以下「端末接続装置」とする）
14 HCNA	電気通信回線設備のうち、既設同軸ケーブルを利用した構内LAN（含む集合住宅等）を構築する設備（以下「端末接続装置」とする）
15 自営端末設備	契約者が設置する端末設備
16 自営電気通信設備	電気通信事業者以外の者が設置する電気通信設備であって、端末設備以外のもの
17 宅内設備	契約者が、電気通信サービスを利用するため、契約者宅の保安器もしくは光接続箱および光コンセントの出力端子から、自営端末設備までに設置された宅内線および端末接続装置
18 相互接続事業者	当社と電気通信設備の接続に関する協定を締結している電気通信事業者
19 技術基準等	端末設備等規則（昭和60年郵政省令第31号）で定める技術基準及び当社が総務大臣の認可を受けて定めるデータ伝送サービスに係る端末設備等の接続の技術的条件事業法の規定に基づき当社が定めるインターネット接続サービスに係る端末設備等の接続条件及び端末設備等規則（昭和60年郵政省令第31号）で定める技術基準
20 保安器	本施設において、雷やサージなどによる異常電圧・異常電流から機器を保護する為の加入者宅に設置する装置
21 光接続箱	光ファイバーを融着接続またはコネクタ接続して、外力からの影響を受けないようにするための箱
22 光コンセント	光回線とD-ONUの接続箇所となる差込口
23 利用料等	本サービスを利用するにあたり、契約者が毎月支払いを要する利用料及び端末接続装置レンタル料の合計額
24 消費税相当額	消費税法（昭和63年法律第108号）及び同法に関する法令の規定に基づき課税される消費税の額並びに地方税法（昭和25年法律第226号）及び同法に関する法令の規定に基づき課税される地方消費税の額

（業務区域）

第4条 当社は法第9条の規定に基づき、総務大臣の許可を受けた区域において本サービスを提供します。

第2章 契約

(契約の単位)

第5条 当社は、契約者回線1回線毎に1の加入契約を締結します。この場合、契約者は1の本サービスにつき1人に限ります。

(サービスの種類)

第6条 当社が提供する本サービスには、料金表に規定する種類があります。

(契約者回線の終端)

第7条 当社は、加入契約の申込みをした者が指定した場所内の建物、または工作物において、端末接続装置を設置してこれを契約回線の終端とします。

2 当社は、前項の地点を定めるときは、加入契約の申込みをした者と協議します。

(契約申込の方法)

第8条 本サービスの加入契約の申込みをするときは、次に掲げる事項について記載した所定の加入申込書を本サービス取扱所に提出していただきます。

- (1) 契約者回線の終端とする場所。
- (2) その他本サービスの内容を特定するために必要な事項。

(契約申込の承諾)

第9条 当社は、本サービスの加入契約の申込みがあったときは、受け付けた順に従って承諾します。ただし当社は、当社の業務上支障があるときは、その順序を変更することがあります。この場合、当社は申込みを行った者に対してその理由とともに通知します。

2 当社は、前項の規定にかかわらず、本サービスの取り扱い上余裕のないときは、その申込みの承諾を延期することがあります。

3 当社は、第1項の規定にかかわらず、次の場合には、加入契約の申込みを承諾しないことがあります。

- (1) 契約者回線の設置、または保守をすることが技術上著しく困難なとき。
- (2) 加入契約の申込みをした者が、本サービスの料金、その他の債務(この約款に規定する料金及び料金以外の債務をいいます。以下同じとします。)の支払いを現に怠り、または怠るおそれがあるとき。
- (3) その他当社の業務の遂行上著しい支障があるとき。
- (4) 第52条の提携事業者が定める規約等に同意いただけない場合。
- (5) 第53条のKDDI株式会社が定める「au ID利用規約」に同意いただけない場合。

(初期契約解除制度)

第10条 本サービスは、初期契約解除制度が適用されるサービスです。

2 契約書面の交付は、第9条(契約申込の承諾)加入申込書を承諾した日を契約成立日とし、工事完了後に交付するものとします。

3 契約書面を契約者が受領した日から起算して8日を経過するまでの間に、書面により本契約の解除を行うことができます。本契約の解除を求める書面は、当社に8日以内に提出、または発信されたことが確認できた場合に限り適用するものとします。

4 本契約の解除を行う場合、当社から契約者に損害賠償もしくは違約金、その他の金銭等を請求することはありません。但し、契約書面に記載した本契約の解除の期間までに利用したサービス利用料金、ならびに既に工事等が実施された工事費等は、お支払いいただきます。また、契約に関連し

て当社が工事およびサービス提供の実施前において、事前に契約者より金銭等を受領していた場合は、当該金銭等を返還するものとします。

(契約者回線の移転)

第 11 条 契約者は、契約者回線の移転を請求できます。移転を希望する日の 14 日前までに当社にその旨を文書により申し出るものとし、当社の施設設置区域に限り認めます。ただし、その移転に要する費用は契約者が負担するものとします。

2 第 1 項の移転に必要な作業は、当社または当社が指定した業者が行います。

(その他の契約事項の変更)

第 12 条 当社は、契約者から請求があったときは、第 8 条(契約申込の方法)に規定する契約の内容の変更を行います。

2 前項の請求があったときは、当社は、第 9 条(契約申込の承諾)の規定に準じて取り扱います。

(名義変更)

第 13 条 相続または特に当社が認める場合にのみ、新契約者は当社の確認を得て、旧契約者の名義を変更できるものとします。

2 前項の規定により名義を変更しようとするときは、新契約者および旧契約者は当社にその旨を文書により申し出るものとします。

(契約者が行う加入契約の解除)

第 14 条 契約者は、加入契約を解約しようとする場合は、解約を希望する日の 14 日前までに当社にその旨を文書により申し出るものとします。

2 前項による解約の場合、契約者は、第 34 条(料金の計算方法)による料金を、当該解約の日の属する月の分まで支払うものとし、日割り計算によって清算します。ただし、オプションサービス料金は、当該解約の日の属する月までの利用料金を支払うものとし、日割り計算による精算は行わないものとします。

3 第 1 項による解約の場合、当社は当社施設および引込線を撤去するものとします。なお契約者が所有、占有する敷地、家屋、構築物等の復旧を要する場合、契約者はその復旧費用を負担するものとします。

4 契約者の都合による、引込設備または、端末接続装置等の機器を回収する費用については、契約者が負担するものとします。

5 前項の費用は、料金表、料金表-3、料金表-4、料金表-5に定める「配線・機器回収費用」の料金とします。

(当社が行う加入契約の解除)

第 15 条 当社は、次の場合には、その加入契約を解除することがあります。

(1) 第 26 条(利用の休止)に規定する期間を経過してもなお本サービスを再開しないとき。

(2) 当社は、契約者がこの約款に定める料金の支払い義務を怠った場合、その他この約款に違反したと認められる場合は、契約者に催告の上、または契約者の都合により当社から契約者に対する催告が到達しない場合は通知催告なしに、本サービスの提供を停止し、加入契約を解除することができるものとします。なお、解除の際、契約者は、当社が契約の解除を催告した日の属する月までの利用料金を含んだ未払いの料金(以下「未納金」という)を支払う義務を負います。

(3) 第 27 条(利用の停止)の事由のいずれかに該当する場合に、その事由が当社の業務の遂行に特に著しい支障を及ぼすおそれがあると認められるときは、前号に係らず本サービスの利用停止をしないでその加入契約を解除することがあります。

(4) 電気通信回線の地中化、無電柱化等、当社または契約者の責に帰すべからざる事由により当社の電気通信設備の変更を余儀なくされ、かつ、代替構築が困難で本サービスの継続ができないとき。

2 当社は、前項の規定によりその加入契約を解除しようとするときは、あらかじめ契約者に通知します。

3 当社は、第1項の規定によりその加入契約を解除したときは、当社に帰する電気通信設備の資産等を撤去いたします。

第3章 付加機能

(付加機能の提供)

第16条 当社は契約者の請求に基づき、料金表により付加機能を提供します。この場合、当社は第9条(契約申込の承諾)の規定に準じて取り扱います。

(付加機能の変更・解除)

第17条 契約者は、付加機能の契約の変更または解除をしようとするときは、その旨を当社に申し込むものとします。

2 当社は加入契約が解除されたとき、付加機能の提供を終了します。

第4章 端末接続装置

(端末接続装置の提供等)

第18条 当社は、原則として、契約者が指定する場所に当社端末接続装置を設置し、契約者の自営端末設備または自営電気通信設備を当社端末接続装置と接続します。

2 契約者は、当社がレンタルにて提供する端末接続装置に限り当社電気通信設備を利用出来、それ以外の端末接続装置は、使用出来ません。

3 契約者は加入契約が終了したときは、当社端末接続装置を当社に返還していただきます。

4 第1項により当社より契約者が貸与を受ける端末接続装置については、故障が生じた場合、当社は無償でその修理、交換、その他必要な措置を講ずるものとします。ただし、契約者が故意または過失により端末接続装置を破損または紛失した場合には、契約者は当社端末接続装置の損害相当額を当社に支払うものとします。

5 契約者からの要請による端末接続装置の交換費用は、契約者負担とします。

(端末接続装置の移転)

第19条 契約者は、端末接続装置の移転を請求することができます。移転を希望する日の14日前までに当社にその旨を文書により申し出るものとし、当社の施設設置区域に限り認めます。ただし、その移転に要する費用は契約者が負担するものとします。

(技術基準の維持)

第20条 当社は、当社の端末接続装置を別表-1の技術基準等に適合するよう維持します。

第5章 自営端末設備及び自営電気通信設備の接続

(自営端末設備及び自営電気通信設備の接続)

第21条 契約者は、その契約者回線の終端においてまたはその終端に接続されている電気通信設

備を介して、その契約者回線に自営端末設備及び自営電気通信設備を接続するときは、その接続の請求をしていただきます。この場合において、別表-1の技術基準等に適合することについて登録認定機関(法施行規則第32条第1項第5号に基づき総務大臣が登録した者をいいます。)の認定を受けた端末機器以外の自営端末設備を接続するときは、当社所定の書面によりその接続の請求をしていただきます。

2 当社は、前項の請求があったときは、次の場合を除き、その請求を承諾します。

(1) その接続が別表-1の技術基準等に適合しないとき。

(2) その接続が法施行規則第31条で定める場合に該当するとき。

3 当社は、前項の請求の承諾に当たっては、法施行規則第32条第1項で定める場合に該当するときを除き、その接続が別表-1の技術基準等に適合するかどうかの検査を行います。

4 前項の検査を行う場合、当社の指定した業者が行います。

5 契約者は、工事担任者規則(昭和60年郵政省令第28号)第4条で定める種類の工事担任者資格者証の交付を受けている者に自営端末設備及び自営電気通信設備の接続に係る工事を行わせ、または監督させなければなりません。ただし、同規則第3条で定める場合は、この限りではありません。

6 契約者がその自営端末設備及び自営電気通信設備を変更したときについても、前各項の規定に準じて取り扱います。

7 契約者は、その契約者回線に接続されている自営端末設備及び自営電気通信設備を取り外したときは当社に通知していただきます。

(自営端末設備もしくは自営電気通信設備に異常がある場合等の検査)

第22条 当社は、端末接続装置に接続されている自営端末設備に異常がある場合その他の電気通信サービスの円滑な提供に支障がある場合において必要があるときは、契約者にその自営端末設備の接続が別表-1の技術基準等に適合するかどうかの検査を受けることを求めることがあります。この場合、契約者は、正当な理由がある場合その他法施行規則第32条第2項で定める場合を除き、検査を受けることを承諾していただきます。

2 前項の検査を行う場合、当社の指定した業者が行います。

3 第1項の検査を行った結果、自営端末設備もしくは自営電気通信設備が別表-1の技術基準等に適合していると認められないときは、契約者は、その自営端末設備もしくは自営電気通信設備を端末接続装置から取り外していただきます。

第6章 回線相互接続

(回線相互接続の請求)

第23条 契約者は、その契約者回線の終端においてまたはその終端に接続されている電気通信設備を介して、その契約者回線と当社または当社以外の電気通信事業者が提供する電気通信回線とを相互に接続する旨の請求をすることができます。この場合は、その接続に係る電気通信回線の名称、その接続を行う場所、その接続を行うために使用する電気通信設備の名称その他その接続の請求の内容を特定するための事項について記載した当社所定の書面を当社に提出していただきます。

2 当社は、前項の請求があった場合において、その接続に係る電気通信回線の利用に関する当社または当社以外の電気通信事業者の契約約款等によりその接続が制限されるときを除き、その請求を承諾します。

(回線相互接続の変更・廃止)

第24条 契約者は、回線の相互接続を変更・廃止しようとするときは、その旨当社に通知していただきます。

2 前条(回線相互接続の請求)の規定は、回線相互接続の変更についても準用します。

第7章 利用の中止及び停止

(利用の中止)

第25条 当社は、次の場合には、本サービスの利用を中止することがあります。

- (1) 当社の電気通信設備の保守上または工事上やむを得ないとき。
- (2) 第28条(利用の制限)の規定により通信利用を中止するとき。
- (3) 他の電気通信事業者の電気通信サービスに障害が生じ、本サービスの提供が困難になったとき。
- (4) やむを得ない事由により、当社の電気通信設備に障害が生じたとき。
- (5) 天災等の不可抗力による影響を受けたとき。

2 前項に規定する場合のほか、付加機能に関する利用について料金表に別段の定めがあるときは、当社は、その付加機能を中止することがあります。

3 前2項の規定により、本サービスの利用を中止するときは、あらかじめそのことを契約者にお知らせします。ただし、緊急やむを得ない場合はこの限りではありません。

(利用の休止)

第26条 契約者が本サービスの利用の休止を希望する場合は、当社へ所定の書面を提出することにより、6ヶ月以内を限度として、暦月単位で本サービスの利用を休止することができます。

(利用の停止)

第27条 当社は、契約者が次のいずれかに該当するときは、6ヶ月以内で当社が定める期間において、本サービスの利用料等、その他の債務(この約款により、支払いを要することとなったものに限ります。以下この条において同じとします。)を支払わないときは、その利用料等及びその他の債務が支払われるまでの間、本サービスの利用を停止することがあります。

(1) 利用料等、その他の債務について、支払い期日を経過してもなお支払わないとき(支払い期日を経過した後、当社が指定する料金収納事務を行う事業所以外において支払われた場合であって、当社がその支払いの事実を確認できないときを含みます。以下同じとします。)

(2) 第45条(契約者の義務)の規定に違反したとき。

(3) 第30条(禁止事項)の各号のいずれかに該当し、第31条(情報の削除等)第1項ないし第3項の要求を受けた契約者が、当社の指定する期間内に当該要求に応じないとき。

(4) 当社が提供する本サービスを直接または間接に利用する者の利用に対し重大な支障を与える態様において利用したとき。

(5) 当社の契約者回線に、自営端末設備、自営電気通信設備、当社以外の電気通信事業者の電気通信回線を当社の承諾を得ずに接続したとき。

(6) 第22条(自営端末設備もしくは自営電気通信設備に異常がある場合等の検査)の規定に違反して当社の検査を受けることを拒んだとき、またはその検査の結果、別表-1の技術基準等に適合していると認められない自営端末設備もしくは自営電気通信設備を契約者回線から取り外さなかったとき。

(7) 他社の設備等または本サービス用設備の利用もしくは運営に支障を与えたとき、または与えるおそれのあるとき、当社端末設備を中継点として、不特定の第三者への無線提供を行ったとき。

2 前各号のほか、この約款に違反する行為、本サービスに関する当社の業務の遂行、若しくは当社の電気通信設備のいずれかに著しい支障を与えまたは与えるおそれのある行為を行ったとき。

3 当社は、前項の規定により契約者がこの約款に違反したと認められる場合は、契約者に催告の上、または契約者の都合により当社から契約者に対する催告が到達しない場合は通知催告なしに、

本サービスの提供を停止し、加入契約を解除することができるものとします。なお、解除の際、契約者は、当社が加入契約の解除を催告した日の属する月までの利用料金を含んだ未払いの料金(以下未納金という)を支払う義務を負います。

当社は、前項の規定により、本サービスの利用の停止をするときは、あらかじめその理由、利用の停止をする日及び期間を契約者に通知します。

第8章 利用の制限

(利用の制限)

第28条 当社は、天災、事変その他の非常事態が発生、または発生するおそれがあるときは、災害の予防若しくは、救援、交通、通信若しくは電力の供給確保または秩序の維持のために必要な事項を内容とする通信及び公共の利益のために緊急を要する事項を内容とする通信であつて法施行規則第55条で定めるものを優先的に取り扱うため、本サービスの利用を制限または一時中止することがあります。

2 通信が著しくふくそうしたときは、通信が相手先に着信しないことがあります。

3 本サービスの利用者が、当社の電気通信設備に過大な負荷を生じる行為をしたときは、その利用を制限または一時中止することがあります。

(児童ポルノ画像のブロック)

第29条 当社は、インターネット上の児童ポルノの流通による被害児童の権利侵害の拡大を防止するために、当社または児童ポルノアドレスリスト作成管理団体が児童の権利を著しく侵害すると判断した児童ポルノ画像および映像について、事前に通知することなく、契約者の接続先サイト等を把握した上で、当該画像および映像を閲覧できない状況に置くことがあります。

2 当社は、前号の措置に伴い必要な限度で、当該画像および映像の流通と直接関係のない情報についても閲覧できない状態に置く場合があります。

3 当社は、前二号の措置については、児童の権利を著しく侵害する児童ポルノに係る情報のみを対象とし、また、通信の秘密を不当に侵害せず、かつ、違法性が阻却されると認められる場合に限り行います。

第9章 禁止事項

(禁止事項)

第30条 契約者は、本サービスを利用して、次の行為を行わないものとします。

(1) 当社もしくは他者の著作権、商標権等の知的財産権を侵害する行為、または侵害するおそれのある行為

(2) 他者の財産、プライバシーもしくは肖像権を侵害する行為、または侵害するおそれのある行為

(3) 他者を不当に差別もしくは誹謗中傷・侮辱し、他者への不当な差別を助長し、またはその名誉もしくは信用を毀損する行為

(4) 詐欺、児童売買春、預貯金口座及び携帯電話の違法な売買等の犯罪に結びつく、または結びつくおそれの高い行為

(5) わいせつ、児童ポルノもしくは児童虐待に相当する画像、映像、音声もしくは文書等を送信又は表示する行為、またはこれらを収録した媒体を販売する行為、またはその送信、表示、販売を想起させる広告を表示または送信する行為

(6) 薬物犯罪、規制薬物、指定薬物、広告禁止告示品(指定薬物等である疑いがある物として告示により広告等を広域的に禁止された物品)もしくはこれらを含むいわゆる危険ドラッグ濫用に結び

つく、もしくは結びつくおそれの高い行為、未承認もしくは使用期限切れの医薬品等の広告を行う行為、またはインターネット上で販売等が禁止されている医薬品を販売等する行為

- (7) 販売又は頒布をする目的で、広告規制の対象となる希少野生動植物種の個体等の広告を行う行為
- (8) 貸金業を営む登録を受けないで、金銭の貸付の広告を行う行為
- (9) 無限連鎖講(ネズミ講)を開設し、またはこれを勧誘する行為
- (10) 当社の設備に蓄積された情報を不正に書き換え、または消去する行為
- (11) 他者になりすまして本サービスを利用する行為
- (12) ウィルス等の有害なコンピュータプログラム等を送信または掲載する行為
- (13) 無断で他者に広告、宣伝もしくは勧誘のメールを送信する行為、または社会通念上他者に嫌悪感を抱かせる、もしくはそのおそれのあるメールを送信する行為
- (14) 他者の設備等またはインターネット接続サービス用設備の利用もしくは運営に支障を与える行為、または与えるおそれのある行為
- (15) 違法な賭博・ギャンブルを行わせ、または違法な賭博・ギャンブルへの参加を勧誘する行為
- (16) 違法行為(けん銃等の譲渡、銃砲・爆発物の不正な製造、児童ポルノの提供、公文書偽造、殺人、脅迫等)を請負し、仲介しまたは誘引(他人に依頼することを含む)する行為
- (17) 人の殺害現場等の残虐な情報、動物を殺傷・虐待する画像等の情報、その他社会通念上他者に著しく嫌悪感を抱かせる情報を不特定多数の者に対して送信する行為
- (18) 人を自殺に誘引または勧誘する行為、または第三者に危害の及ぶおそれの高い自殺の手段等を紹介するなどの行為
- (19) その行為が前各号のいずれかに該当することを知りつつ、その行為を助長する態様又は目的でリンクをはる行為
- (20) 犯罪や違法行為に結びつく、またはそのおそれの高い情報や、他者を不当に誹謗中傷・侮辱したり、プライバシーを侵害したりする情報を、不特定の者をして掲載等させることを助長する行為
- (21) その他、公序良俗に違反し、または他者の権利を侵害すると当社が判断した行為

(情報の削除等)

第31条 当社は、契約者による本サービスの利用が第30条(禁止事項)の各号に該当する場合、当該利用に関し他者から当社に対しクレーム、請求等が為され、かつ当社が必要と認めた場合、またはその他の理由で本サービスの運営上不相当と当社が判断した場合は、当該契約者に対し、次の措置のいずれかまたはこれらを組み合わせて講ずることがあります。

- (1) 第30条(禁止事項)の各号に該当する行為をやめるように要求します。
- (2) 他者との間で、クレーム等の解消のための協議を行うよう要求します。
- (3) 契約者に対して、表示した情報の削除を要求します。
- (4) 事前に通知することなく、契約者が発信または表示する情報の全部もしくは一部を削除し、または他者が閲覧できない状態に置きます。

2 前項の措置は契約者の自己責任の原則を否定するものではなく、前項の規定の解釈、運用に際しては自己責任の原則が尊重されるものとします。

第10章 料金等

(料金の適用)

第32条 加入金は、加入世帯ごとまたは事業所ごとに、11,000円とします。

2 当社が提供する本サービスの料金は、利用料金、端末接続装置レンタル料、付加機能使用料を料金表に規定するものとします。

3 工事費は、料金表に定める額を当社に支払うものとします。料金表以外のその他の工事費や資材・機器等を使用した場合は、その費用を加算して支払うものとします。

(料金の支払い義務)

第33条 契約者は、その加入契約に基づいて当社が本サービスの提供を開始した日(付加機能または端末接続装置の提供については提供を開始した日)から起算して加入契約の解除のあった日(付加機能または端末接続装置の廃止については廃止があった日)の前日までの期間(提供を開始した日と解除または廃止があった日が同一の日である場合は、1日間とします。)について、料金表に規定する利用料、端末接続装置レンタル料及び付加機能使用料を支払うものとします。

2 契約者は、加入契約時に料金表に規定する加入金を支払うものとします。また、当社の責による解約の場合以外は、払戻しは致しません。但し、第10条(初期契約解除制度)第4項に該当する場合はその限りではありません。

3 契約者は、契約者回線の引込工事及び端末接続装置の設置工事の完了後に支払うものとします。

4 第11条(契約者回線の移転)の規定による移転に伴う工事費は、契約者負担とします。

5 第25条(利用の中止)の規定により本サービスの利用が中止された場合の当該中止期間の利用料等及び付加機能使用料は、第43条(免責)の規定により取り扱います。

6 第26条(利用の休止)の規定による休止期間中の利用料の支払いは要しません。ただし、休止期間中においても当社端末接続装置使用料及び付加機能使用料は支払っていただきます。

7 第27条(利用の停止)の規定により本サービスの利用が停止された場合は、当該停止期間中においても本サービスの利用を継続していたものとして計算した料金等の支払いを要します。

8 契約者は、上記、第32条(料金の適用)に記載された料金の支払いについて、当社が指定する期日までに、指定する方法により支払うものとします。

(料金の計算方法)

第34条 当社は、契約者が加入契約に基づき支払う料金のうち、利用料等及び付加機能使用料は暦月に従って計算します。

2 当社は、本サービスの提供を開始した日が暦月の初日以外の日になった場合は、利用料等及び付加機能使用料をその利用日数に応じて日割とします。

3 当社は、本サービスの解約日が暦月の末日以外の日になった場合は、利用料等及び付加機能使用料をその利用日数に応じて日割とします。

4 前2項の規定による日割は、利用料等及び付加機能使用料の月額を当該月の日数で除した額(小数点以下の端数は、切り捨てます。)を1日の料金として、これに利用日数を乗じて算出します。

(遅延損害金)

第35条 契約者は、本サービスの利用料等及び付加機能使用料について支払い期日を経過してもなお支払いがない場合にはその遅延金額に対し年14.6%(年365日の日割り計算による)の割合による遅延損害金を、支払い期日の翌日より完済にいたるまで当社に支払うものとします。

(消費税相当額の加算)

第36条 契約者がこの約款の規定により当社に対して支払いを要するものとされている額は、消

費税相当額を加算した額とします。

第 1 1 章 保守

(設備の修理または復旧)

第 37 条 当社は、当社の電気通信設備が故障、滅失した場合に、速やかにその一部若しくは全部を修理または復旧することとします。この場合、法施行規則第 55 条及び第 56 条に規定された公共の利益のために優先的に取り扱われる通信を確保するため、この規定に従ってその電気通信設備を修理または復旧します。

(当社による維持管理)

第 38 条 当社は、当社の設置した電気通信設備(契約者回線の保安器以降端末接続装置の直前までを除き、当社端末接続装置を含みます。)を事業用電気通信設備規則(昭和 60 年郵政省令第 30 号)に適合するよう維持します。

(責任の分界点)

第 39 条 当社の電気通信回線設備と自営端末設備または自営電気通信設備の責任分界点として保安器、光接続箱および光コンセント、HCNA を設置します。

(契約者による維持管理)

第 40 条 契約者は、自営端末設備または自営電気通信設備を、別表-1 の技術基準等に適合するよう維持していただきます。

(契約者の切り分け責任)

第 41 条 契約者は、自営端末設備または自営電気通信設備が端末接続装置を介して契約者回線に接続されている場合であって、当社の設置した電気通信設備を利用することができなくなったときは、その自営端末設備または自営電気通信設備に故障のないことを確認のうえ、当社に修理の請求をしていただきます。

2 前項の請求があったときは、当社または当社が指定する業者がその原因を調査し、修理を行います。

3 第 2 項の調査の結果、当社の設置した電気通信設備に故障がないことが明らかとなった場合は、契約者の請求により調査した結果、故障の原因が自営端末設備または自営電気通信設備にあったときは、契約者にその調査に要した費用を支払っていただきます。

4 契約者は、当社の提供するサービスに異常をきたしている原因が契約者の施設による場合は、その施設の修復に要する費用を負担するものとします(本サービス以外のものを含みます)。

5 契約者は、契約者の故意または過失により当社の施設に故障または損傷が生じた場合は、その施設の修復に要した費用を負担するものとします。

第 1 2 章 損害賠償

(責任の制限)

第 42 条 当社は、本サービスを提供すべき場合において、当社の責めに帰すべき理由によりその提供をしなかったときは、本サービスが全く利用できない状態(その加入契約に係る電気通信設備による全ての通信に著しい支障が生じ、全く利用できない状態と同程度の状態となる場合を含みます。以下この条において同じとします。)にあることを当社が認知した時刻から起算して、24 時間以上その状態が連続したときに限り、当社は、契約者の請求に基づき、その契約者の損害を賠償します。

ただし、契約者が当該請求をし得ることとなった日から 3 ヶ月を経過する日までに当該請求をしなかったとき、契約者はその権利を失うものとします。

2 前項の場合において、当社は、本サービスが全く利用できない状態にあることを当社が認知した時刻以降のその状態が連続した時間を 24 で除した数(小数点以下の端数は、切り捨てます。)をもって日数を計算し、その日数に対応する本サービスの利用料等及び付加機能使用料の料金額を損害とみなし、当社は、契約者の請求に基づき、その額に限って賠償します。

ただし、契約者が当該請求をし得ることとなった日から 3 ヶ月を経過する日までに当該請求をしなかったとき、契約者はその権利をうしなうものとします。

3 前項の日割計算は、第 33 条(料金の計算方法)の規定に準じて行います。

(免責)

第 43 条 当社は、契約者が本サービスの利用に関して損害を被った場合、前条(責任の制限)の規定によるほか、以下に該当する場合は、何らの責任も負いません。また、損害賠償には応じません。

- (1) 天災気象状況、事変による機能停止及び傷害
- (2) 停電による機能停止及び傷害
- (3) 伝送路施設及び利用者施設並びに受信機などに起因する事故
- (4) 当社施設の維持管理必要上、当社サービスが一時的に停止する場合
- (5) その他、当社の責に帰することのできない事由

2 当社は、当社端末接続装置の設置、撤去、修理または復旧の工事にあたって、契約者に関する土地、建物その他の工作物等に損害を与えた場合に、それが当社の故意または重大な過失により生じたものであるときを除き、その損害を賠償しません。

3 当社は、この約款の変更により自営端末設備または自営電気通信設備の改造または変更(以下この条に於いて「改造等」といいます。)を要することとなる場合であっても、その改造等に要する費用については負担しません。

ただし、別表-1 の技術的条件の規定の変更(取扱所交換設備の変更に伴う技術的条件の規定の適用の変更を含みます。)により、現に契約者回線に接続されている自営端末設備または自営電気通信設備の改造等を要する場合は、当社は、その改造等に要する費用のうちその変更した規定に係る部分に限り負担します。

第 1 3 章 雑則

(承諾の限界)

第 44 条 当社は、契約者から工事その他の請求があった場合、その請求を承諾することが技術的に困難なとき、または保守することが著しく困難である等、当社の業務上支障があるときはその請

求を承諾しないことがあります。この場合は、その理由をその請求したものに通知します。

(契約者の義務)

第 45 条 当社は、本サービスの提供に必要な電気通信設備の設置のため、契約者が所有若しくは占有する敷地、家屋、構築物等は無償で使用できるものとします。この場合、地主、家主その他の利害関係人があるときは、当該契約者はあらかじめ必要な承諾を得ておくものとし、これに関する責任は契約者が負うものとします。

2 契約者は、当社または当社の指定する業者が、設備の設置、調査、検査、修理等を行うため、敷地、家屋、構築物等への立ち入りを求めた場合は、これに協力するものとする。

3 契約者は、当社が加入契約に基づき設置した電気通信設備を移動し、取り外し、変更し、分解し、若しくは、損壊し、またはその設備に線条その他の導体を連絡しないこととします。ただし、天災、事変その他の事態に際して保護する必要があるとき、または自営端末設備若しくは自営電気通信設備の接続、若しくは保守のために必要があるときは、この限りではありません。

4 契約者は、故意に契約者回線を保留にしたまま放置し、その他通信の伝送交換に妨害を与える行為を行わないこととします。

5 契約者は、当社が業務の遂行上支障が無いと認めた場合を除いて、当社が加入契約に基づき設置した電気通信設備に他の機械、付加部品等を取り付けないこととします。

6 契約者は、当社が加入契約に基づき設置した電気通信設備を善良な管理者の注意を持って保管することとします。

7 契約者は、前6項の規定に違反して電気通信設備を亡失し、または毀損したときは、当社が指定する期日までにその補充、修繕その他の工事等に必要な費用を支払っていただきます。

8 契約者は、本サービスを第三者が利用できる状態にする行為、またはその恐れのある行為を行わないこととします。

9 契約者は、前4項、8項の規定に違反したことによって、当社及び第三者に発生した損害に対して損害賠償の責任を負うものとします。

(ログイン ID、及びパスワードの管理責任)

第 46 条 契約者は自己の ID (当社が付与するログイン ID、メールアドレス名。以下同じとします。)及びこれに対応するパスワードの使用及び管理について全ての責任を負うものとします。

2 契約者は、前項に規定する責任を怠り、第三者が契約者の ID 及びこれに対応するパスワードを使用し、インターネットサービスを利用した場合、当該第三者のインターネットサービスの利用に対して全ての責任を負うものとします。

3 前項に該当する事実が判明したとき、契約者は当社に通知するものとし、当社の指示に従うものとします。

(契約者の関係者による利用)

第 47 条 当社が別途指定する手続きにより、契約者が当該契約者の家族その他の者(以下「関係者」といいます。)に利用させる目的で、かつ当該関係者の本サービスの利用に係る利用料金の負担に合意して利用契約を締結したときは、当該契約者は、当該関係者に対しても、契約者と同様にこの契約約款を遵守させる義務を負うものとします。

2 前項の場合、契約者は、当該関係者が第 30 条(禁止事項)各号に定める禁止事項のいずれかを行い、またはその故意または過失により当社に損害を被らせた場合、当該関係者の行為を当該契約者の行為とみなして、この契約約款の各条項が適用されるものとします。

(にらいパック)

第 48 条 OCN ケーブルテレビジョンサービスで、STB レンタル機種(4K-STB (外付け USB-HDD 対応機種) または HDD-4K-STB (ハードディスク内蔵録画機能付き機種))を設置する契約者に限り、

にらパックを追加で申込みができるものとします。

(1) 基本サービスは、ミニコース・ポピュラーコース及びプライムコースとします。

ただし「ミニコース+オプションプラン」は、対象外とするものとします。

(2) 月額利用料金は、料金表に定める利用料金とします。

(にらパック定期契約期間)

第 49 条 (にらパック)の契約者で、(にらパック定期契約期間)を申込した契約者に限り、料金表-2に定める割引料金を適用するものとします。

(1) 定期契約期間は、2年(24ヶ月)とし、サービスの提供を開始した日の属する月を1ヶ月目起算するものとします。

(2) 定期契約期間が満了した場合には、本契約を自動更新するものとし、更新前の定期契約期間が満了した月の翌月を1ヶ月目と起算し、2年(24ヶ月)単位で自動更新するものとします。

(3) 契約者は、満了月と満了月の翌月から翌々月(以下「更新月」という)の3ヶ月間以外に、休止、解約若しくは加入契約の解除があった場合には、当社が定める期日までに、料金表-2に定める解除料を支払するものとします。

(にらプラス)

第 50 条 OCNケーブルテレビジョンサービスで、STBレンタル機種のC+STB-2(外付けUSB-HDD対応機種)を設置する契約者に限り、にらプラスを追加で申込みができるものとします。

(1) 基本サービスは、ミニコース・ポピュラーコース及びプライムコースとします。

ただし「ミニコース+オプションプラン」は、対象外とするものとします。

(2) 月額利用料金は、料金表に定める利用料金とします。

(にらプラス定期契約期間)

第 51 条 (にらプラス)の契約者で、(にらプラス定期契約期間)を申込した契約者に限り、料金表-3に定める割引料金を適用するものとします。

(1) 定期契約期間は、1年(12ヶ月)または2年(24ヶ月)とし、サービスの提供を開始した日の属する月を1ヶ月目起算するものとします。

(2) 定期契約期間が満了した場合には、本契約を自動更新するものとし、更新前の定期契約期間が満了した月の翌月を1ヶ月目と起算し、1年(12ヶ月)または2年(24ヶ月)単位で自動更新するものとします。

(3) 契約者は、満了月と満了月の翌月から翌々月(以下「更新月」という)の3ヶ月間以外に、休止、解約若しくは加入契約の解除があった場合には、当社が定める期日までに、料金表-3に定める解除料を支払するものとします。

(提携事業者が提供するサービス)

第 52 条 「にらプラス」サービスの契約者に対しそのサービス区域内で、提携事業者により次のサービスの提供を行いません。なお、提携事業者によりサービスの一部又は全部を変更若しくは終了することがあります。当社は、このサービスを利用した場合に生じた情報等の破損若しくは滅失等による損害または知り得た情報等に起因する損害については、当社の故意または重大な過失による場合を除き、その責任を負わないものとします。

(1) 提携事業者によるコンテンツサービス

(ア) セキュリティソフトウェア

別表-2に規定するコンテンツサービスが提供されるため、本サービスの提携事業者が別に定める規約に同意していただきます。なお、「にらプラス」サービスを利用いただく場合は、本サービス

が自動的に利用開始となることを承諾していただきます。

(イ) その他提携事業者提供のコンテンツ

提携事業者が定める規約に基づき各提携事業者によって提供されます。本サービスの利用に際しては、本約款の他に各提携事業者が定める規約・利用条件等を遵守いただきます。

(a u I Dの提供)

第 53 条 「にらいプラス」サービスの利用には、K D D I 株式会社が提供する「a u I D」が必要となります。

(1) 契約者は、「にらいプラス」サービスを利用する場合は、K D D I 株式会社が別に定める「a u I D 利用規約」に同意していただきます。また、C + S T B - 2、1 台につき 1 個の「a u I D」を予め提供しますので、加入申込時に暗証番号を設定していただきます。

(2) 契約者は、C + S T B - 2 上で利用されたコンテンツに対する課金及び問い合わせ等の対応のために、前項で払い出された「a u I D」が設定されている C + S T B - 2 の機器情報を、当社が K D D I 株式会社へ提供することについて承諾していただきます。

(3) (1) 項で提供された「a u I D」は、契約者が「にらいプラス」サービスを解除した場合においても自動的に解除されません。なお、解除する場合は、提供元の K D D I 株式会社へ解除手続きを行うものとします。

(当社の払い出す a u I D 及びパスワードの管理責任)

第 54 条 契約者は、自己の「a u I D」及びこれに対応するパスワードの使用及び管理について全ての責任を負うものとします。

(1) 契約者は、自己の設定したパスワードを失念した場合は直ちに当社に申し出るものとし、当社の指示に従うものとします。

(2) 契約者は、第 1 項に規定する責任を怠り、第三者が契約者の I D 及びこれに対するパスワードを使用し、「にらいプラス」サービスを利用した場合、当該第三者の「にらいプラス」サービスの利用に対しての全ての責任を負うものとします。

(ヒカりにらい定期契約期間)

第 55 条 (ヒカりにらい)の契約者で、(ヒカりにらい定期契約期間)を申込した契約者に限り、料金表-4に定める割引料金を適用するものとします。

(1) 定期契約期間は、2 年(24ヶ月)とし、サービスの提供を開始した日の属する月を1ヶ月目と起算するものとします。

(2) 定期契約期間が満了した場合には、本契約を自動更新するものとし、更新前の定期契約期間が満了した月の翌月を1ヶ月目と起算し、2 年(24ヶ月)単位で自動更新するものとします。

(3) 契約者は、満了月と満了月の翌月から翌々月(以下「更新月」という)の3ヶ月間以外に、休止、解約若しくは加入契約の解除があった場合には、当社が定める期日までに、料金表-4に定める解除料を支払うものとします。

(個人情報)

第 56 条 当社は、契約者の個人情報について、当社が定める「個人情報保護ポリシー」に基づいて適正に取り扱うものとします。

2 当社は、契約者の個人情報を次に掲げる目的のために利用するものとします。

(1) 契約者の確認や利便性提供・向上、並びにサービスを提供するための工事の施工等の業務、サービスのメンテナンス、変更・解約等に関する諸手続き、番組誌等の送付、及び料金請求や収納業務などのため。

(2) 契約者の視聴状況や C + S T B - 2 の使用状況並びに操作に関する記録について集計・分析を

行い、個人が識別、特定できないように加工した統計資料を作成し、あるいはアンケート調査及びその分析を行い、設備の保守及び新規サービスの開発やサービスレベルの維持・向上を図るため。

(3) 契約者に電子メール、郵便等により、又は電話することにより、当社の各種サービス、又は業務提携先などの商品やサービス等の情報を提供するため。なお、契約者は別途定める方法で届出ることにより、これらの取扱いを中止させたり、再開させたりすることができるものとします。

(4) 契約者から個人情報の取扱いに関する同意を得るために、電子メール、郵便等により連絡し、又は電話するため。

(5) 契約者との電話応対時に通話録音することにより、お問い合わせ内容・ご意見・ご要望等を正確に把握しサービスの向上を活かすため、及び応対品質の向上を図り顧客満足度を高めるため。

(6) 「にらいプラス」サービスの障害及び停止が発生した場合における提携事業者からの照会に対し、その事実を回答するため。

(7) 契約者がダウンロードされたコンテンツやアプリケーションの情報の管理をするため。また、そのサポートを目的としたサービスレベルの維持・向上のため。

3 契約者の個人情報の取り扱いについてその他必要な事項は、当社が定める「個人情報の保護に関する宣言」において公表するものとします。

(関連法令の遵守)

第 57 条 当社は、この約款に定める措置を講ずるに際しては、関連法令の定める範囲内で、適切な措置を講ずるものとします。

(国内法への準拠)

第 58 条 この契約約款は日本国国内法に準拠するものとし、加入契約により生じる一切の紛争等については那覇地方裁判所を管轄裁判所とします。

附則(実施期日)

この約款は、令和 4 年 10 月 11 日付より施行します。

別表-1

自営端末設備または自営電気通信設備が適合すべき技術基準及び技術的条件

区 別	技術基準	技術的条件
にらいインターネット 接続サービス	端末設備等規則 (昭和 60 年郵政省令第 31 号)	IEEE802.3 の技術的条件

別表-2

(第 51 条関係) 提携事業者によるコンテンツサービス

コンテンツサービス	提供事業者	備考
ウイルスバスター	トレンドマイクロ株式会社	

※STB 設置機種は、「C+STB-2」機種に適用となります。

料金表

※以下の料金は消費税が含まれています

メニュー	パーソナル	エコノミ ー	プレミアム		プラチナ 120	プラチナ 120 グローバル	ビジネス	にらいパック		
			グローバル IP オプショ ン無し	グローバル IP オプショ ンあり				グローバル IP オプショ ン無し	グローバル IP オプシ ョンあり	
加入金	11,000 円 * ケーブルテレビのご契約者は、ケーブルテレビと同じご名義で月々の料金をテレビと合算して振替される場合は上記加入金は免除となります									
標準工事費	27,500 円(宅内設備) ※ケーブルモデムを 1 台設置する工事です。									
追加工事費	11,000 円(ケーブルテレビと同時工事またはケーブルテレビ加入者の追加工事)									
インターネット 対応集合住宅 宅内工事	7,700 円 ※宅内工事でケーブルモデムを 1 台設置する工事です									
ケーブルモデム 交換費	3,300 円									
月額利用料	1,958 円	2,750 円	3,608 円	3,608 円	4,180 円	5,280 円	24,200 円	3,960 円	3,960 円	
オプション料金				550 円					550 円	
ケーブルモデム レンタル料	770 円									
合計月額料金	2,728 円	3,520 円	4,378 円	4,928 円	4,950 円	6,050 円	24,970 円	5,060 円	5,610 円	
最大 接続 速度	上り	256kbps	512kbps	2Mbps	2Mbps	5Mbps	5Mbps	5Mbps	5Mbps	
	下り	6Mbps	8Mbps	30Mbps	30Mbps	120Mbps	120Mbps	120Mbps	100Mbps	
割当 IP アドレス	種類	プライベート(動的)			グローバル (動的) (サーバ設置 不可)	プライベート (動的)	グローバル (固定) (サーバ設置可 能)	グローバル (固定) (サーバ設置 可能)	プライベート (動的)	グローバル (動的) (サーバ設 置不可)
	個数	2 個	3 個	5 個	1 個	5 個	1 個	14 個	1 個	1 個
メール	2 個	3 個	5 個		5 個	5 個	1 個	5 個		

アカウント数							
メールボックス容量	50MB	100MB	150MB	200MB	200MB	200MB	200MB
ホームページ容量	0	0	10MB	10MB	10MB	10MB	10MB
配線・機器回収費用	5,500円						
休止料金(月額)	770円						

料金表－2

※以下の料金は消費税が含まれています

にらいパック 定期契約期間割(月額)	2,552円
にらいパック 定期契約期間解除料	OCNケーブルテレビジョン加入契約約款 別表1(料金表)に定めた金額

※「にらいパック」の合計月額料金は、にらいWi-Fiオプション(330円)を含んでいます
 ※「にらいパック定期期間割(月額)」は、毎月割引となる金額です

料金表－3

※以下の料金は消費税が含まれています

メニュー	にらいプラス 30		にらいプラス 120		
	グローバルIPオプション無し	グローバルIPオプションあり	グローバルIPオプション無し	グローバルIPオプションあり	
加入金	11,000円 ※ケーブルテレビのご契約者は、ケーブルテレビと同じご名義で月々の料金をテレビと合算して振替される場合は上記加入金は免除となります				
標準工事費	38,500円(宅内設備) ※ケーブルモデムとC+STB-2を各1台設置する工事です。				
追加工事費	11,000円(ケーブルテレビと同時工事またはケーブルテレビ加入者の追加工事)				
インターネット 対応集合住宅 宅内工事	7,700円 ※宅内工事でケーブルモデムとSTB-2を各1台設置する工事です				
ケーブルモデム レンタル料 (にらいWi-Fiを含む)	1,100円				
合計月額料金	4,708円	5,258円	5,280円	5,830円	
最大 接続 速度	上り	2Mbps		5Mbps	
	下り	30Mbps		120Mbps	
割当IP アドレス	種類	プライベート(動的)	グローバル(動的) (サーバ設置可能)	プライベート(動的)	グローバル(動的) (サーバ設置可能)
	個数	1個	1個	1個	1個
メール アカウント数	5個				
メールボックス 容量	200MB				
ホームページ	10MB				

容量								
配線・機器回収費用	5,500円							
休止料金(月額)	770円							
にらいプラス 定期契約月額料金	グローバルIPオプション無し		グローバルIPオプションあり		グローバルIPオプション無し		グローバルIPオプションあり	
	1年	2年	1年	2年	1年	2年	1年	2年
	3,608円	2,288円	4,158円	2,838円	4,180円	2,728円	4,730円	3,278円
にらいプラス 定期契約期間解除料	OCNケーブルテレビジョン加入契約約款 別表1(料金表)に定めた金額							

料金表-4

※以下の料金は消費税が含まれています

メニュー		ヒカりにらい		
		グローバルIPオプション無し	変動グローバルIPオプション	固定グローバルIPオプション
加入金		11,000円 ※ケーブルテレビのご契約者は、ケーブルテレビと同じご名義で月々の料金をテレビと合算して振替される場合、上記加入金は免除となります。		
標準工事費		27,500円(宅内設備) ※D-ONUを1台設置する工事です。		
追加工事費		11,000円(ケーブルテレビと同時工事またはケーブルテレビ加入者の追加工事)		
合計月額料金		6,930円	7,480円	8,030円
最大 接続 速度	上り	2Gbps		
	下り	2Gbps		
割当IP アドレス	種類	プライベート(動的)	グローバル(動的) (サーバ設置可能)	固定グローバル (サーバ設置可能)
	個数	5個	1個	1個
メール アカウント数		5個		
メールボックス 容量		200MB		
ホームページ 容量		10MB		
配線・機器回収費用		5,500円		
休止料金(月額)		770円		
ヒカりにらい 定期契約月額料金		グローバルIPオプション無し	変動グローバルIPオプション	固定グローバルIPオプション
		2年	2年	2年
		4,980円	5,530円	6,080円
ヒカりにらい 定期契約期間解除料		2年契約解除料 4,400円		

※ケーブルテレビとセットの場合は、ケーブルテレビの約款に準ずる。

※「ホーム共聴コース+ヒカりにらい(2年定期契約期間割)」の場合、ヒカりにらいの月額料金を3,300円(税込)とする。

料金表-5

※以下の料金は消費税が含まれています

メニュー		ヒカリにらいマンションタイプ	
加入金	11,000 円 ※ケーブルテレビのご契約者は、ケーブルテレビと同じご名義で月々の料金をテレビと合算して振替される場合、上記加入金は免除となります。		
標準工事費	5,500 円(宅内設備) ※HCNA を 1 台設置する工事です。		
追加工事費	5,500 円 (ケーブルテレビと同時工事またはケーブルテレビ加入者の追加工事)		
合計月額料金	5,500 円		
最大接続速度	上り	1Gbps	
	下り	1Gbps	
割当 IP アドレス	種類	プライベート(動的)	
メールアカウント数	1 個		
メールボックス容量	200MB		
ホームページ容量	10MB		
配線・機器回収費用	5,500 円		
休止料金(月額)	770 円		
ヒカリにらい定期契約月額料金	2 年(定期契約のみ)		
	3,960 円		
ヒカリにらい定期契約期間解除料	2 年契約解除料 3,300 円		

※ヒカリにらいマンションタイプ(HCNA)は対応物件のみに適用されます。

料金表－6 定期契約解除料・解約撤去費用

※2022年6月30日までに、定期契約で申込した契約者が、定期契約更新月以外に、解約若しくは休止した場合は、以下に定める定期契約解除料を、お支払いいただきます。

※以下の料金は消費税が含まれています

料金の種類	区分	金額	支払日
にらいパック 定期契約期間解除料	1 契約あたり	19,800 円	変更時毎
にらいプラス 定期契約期間 1 年契約解除料	1 契約あたり	6,600 円	
にらいプラス 定期契約期間 2 年契約解除料	1 契約あたり	19,800 円	

ヒカりにらい 定期契約期間解除料	1 契約あたり	9,900 円	
解約撤去費用	1 契約あたり	5,500 円	

※2022年7月1日以降に、更新月を迎えた契約者の定期契約解除料は、料金表-2、料金表-3、料金表-4に定めた金額に変更（自動更新）して支払うものとします。

オプションサービス(付加機能)料金表

※以下の料金は消費税が含まれています

メニュー	パーソナル	エコノミー	プレミアム		プラチナ 120	プラチナ 120 グローバル	ビジネス	にらいパック	
			グローバル IPオプション 無し	グローバル IPオプション 有り				グローバル IPオプション 無し	グローバル IPオプション 有り
グローバル IPアドレス オプション	—	—	—	550 円/月	—	1,100 円/月	—	—	550 円/月
IP アドレス 追加	追加不可	追加不可	6 個目以降 最大 10 個ま で 追加可能 追加 1 個 550 円/月	2 個目以降 最大 5 個ま で 追加可能 追加 1 個 550 円/月	6 個目以降 最大 10 個ま で 追加可能 追加 1 個 550 円/月	追加不可	追加不可	2 個目以降 最大 5 個ま で 追加可能 追加 1 個 550 円/月	2 個目以降 最大 5 個ま で 追加可能 追加 1 個 550 円/月
メール アカウント数	追加不可	4 個目以降 最大 5 個 まで 追加可能 追加 1 個 550 円/月	6 個目以降最大 20 個 まで追加可能 追加 1 個 550 円/月		6 個目以降最大 100 個 まで追加可能 追加 1 個 550 円/月		2 個目以降 最大 5 個 まで 追加可能 追加 1 個 550 円/月	6 個目以降最大 100 個 まで追加可能 追加 1 個 550 円/月	
ホームページ 容量	追加不可	追加不可	最大 50MB まで追加可能 5MB 毎 1,100 円/月						
にらい Wi-Fi	330 円/月						利用不可	330 円/月	
ウィルスバスター マルチデバイス 月額版	1 つにつき端末 3 台まで利用可能 462 円/月 最大 5 つまで追加可能								

オプションサービス(付加機能)料金表-2

※以下の料金は消費税が含まれています

メニュー	にらいプラス 30		にらいプラス 120	
	グローバル IP オプション無し	グローバル IP オプションあり	グローバル IP オプション無し	グローバル IP オプションあり
グローバル IP アドレス オプション	—	550 円/月	—	550 円/月
IP アドレス 追加	2 個目以降 最大 5 個まで 追加可能	2 個目以降 最大 5 個まで 追加可能	2 個目以降 最大 5 個まで 追加可能	2 個目以降 最大 5 個まで 追加可能

	追加1個 550円/月	追加1個 550円/月	追加1個 550円/月	追加1個 550円/月
メール アカウント数	6個目以降最大100個まで追加可能 追加1個550円/月			
ホームページ 容量	最大50MBまで追加可能 5MB毎1,100円/月			
にらいWi-Fi	2台目330円/月（1台目はモデムレンタル料に含まれる）			
ウィルスバスター マルチデバイス 月額版	1つにつき端末3台まで利用可能 462円/月 最大5つまで追加可能			

オプションサービス(付加機能)料金表—3

※以下の料金は消費税が含まれています

メニュー	ヒカりにらい		
	グローバルIPオプション無し	変動グローバルIPオプション	固定グローバルIPオプション
グローバル IPアドレス オプション	—	550円/月	1,100円/月
メール アカウント数	6個目以降最大100個まで追加可能 追加1個550円/月		
ホームページ 容量	最大50MBまで追加可能 5MB毎1,100円/月		
ヒカりにらいWi- Fi	550円/月		
ウィルスバスター マルチデバイス 月額版	1つにつき端末3台まで利用可能 462円/月 最大5つまで追加可能		

※ヒカりにらいWi-Fiについて、「ホーム共聴コース+ヒカりにらい（2年定期契約期間割）」の場合、ヒカりにらいの月額料金に含まれるものとする。